

役員等の構成の変化などに関する  
第16回インターネット・アンケート集計結果  
(監査役(会)設置会社版)

平成27年12月15日  
公益社団法人 日本監査役協会

## 目次

総括	4
アンケート実施状況	10
回答会社属性	11
<b>I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について</b>	12
問1-1 監査役数	12
問1-2 社外監査役の前職又は現職	15
問1-3 社内監査役の前職	16
問1-4 取締役数	17
問1-5-1 社外取締役の前職又は現職	19
問1-5-2 社外取締役と会社との関係	20
問1-6 女性役員の数	21
問1-7 独立役員の出向状況	23
問1-8 執行役員数	24
問1-9-1 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)の有無	25
問1-9-2 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)数	25
問1-9-3 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)の兼務部署	26
問1-9-4 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)に対する人事同意権等の有無	26
問1-10 内部監査部門等(監査部、内部監査室など)のスタッフ数	27
問1-11 指名委員会・報酬委員会に相当する機関の設置状況	28
問1-12 監査役の新英文呼称の採用状況	28
<b>II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について</b>	29
問2-1 監査役選任議案の有無	29
問2-2 監査役選任議案の決定プロセス	29
問2-3 監査役選任議案への同意の理由	30
問3-1 退任監査役等の有無	31
問3-2 監査役の辞任の理由	32
問3-3 辞任の理由の開示	33
問4-1 事業報告作成時の執行部門との協議	34
問4-2 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容(公開会社のみ)	35
問5-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無	37
問5-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目	38
問5-3 内部統制システムに係る取締役会決議見直しの契機	40
問5-4 事業報告における内部統制システム構築・運用状況の開示	40
問5-5 事業報告における内部統制システムの新方針の記載	41
問6-1 監査役会での監査報告に関する審議回数	41
問6-2 監査役会監査報告作成に至るまでの監査役間の調整	42
問6-3 監査役の個別意見付記の有無	42
問7-1 決算短信作成の有無	42
問7-2 決算短信の取締役会付議状況	43
問7-3 監査役の決算短信の監査	43

問7-4	決算短信の監査の内容	44
問8-1	有価証券報告書の作成の有無	44
問8-2	有価証券報告書の取締役会付議状況	45
問8-3	有価証券報告書の提出時期	45
問8-4	有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期	46
問8-5	監査役の有価証券報告書の監査	46
問8-6	有価証券報告書の監査内容	47
問9-1	株主総会における監査役の口頭報告の有無	48
問9-2	株主総会における監査役に関連した質問の有無	48
問9-3	株主総会における監査役に関連した質問内容	49
問9-4	株主総会における監査役に関する質問への回答	50
<b>Ⅲ 監査役（会）の日常監査について</b>		<b>51</b>
問10-1	取締役会における監査役の発言状況	51
問10-2	取締役会における監査役の発言の内容	52
問10-3	取締役会における社外取締役の発言状況	53
問10-4	取締役会における社外取締役の発言の内容	54
問10-5	取締役会の決定に対する監査役の意見の影響	56
問10-6	個別事象に対する監査役の対応	57
問11-1	会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の有無	58
問11-2	会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の時期	58
問11-3	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無	59
問11-4	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期	59
問11-5	執行部門と会計監査人の折衝状況の把握	60
問11-6	会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況	60
問11-7	会計監査人の選任又は再任	61
問11-8-1	会計監査人の選任議案の決定プロセス 1	61
問11-8-2	会計監査人の選任議案の決定プロセス 2	62
問11-9-1	会計監査人の「再任」に関する監査役(会)における審議	62
問11-9-2	会計監査人の「再任」に関する経営執行部からの確認依頼	63
問11-9-3	会計監査人の「再任」に関する監査役(会)の決定又は同意書	63
問12-1	財務報告内部統制報告書の提出会社	64
問12-2	財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携	65
問13-1	監査役の監査環境の整備	66
問13-2	監査役への報告体制の構築運用状況	66
問13-3	監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の構築運用状況	67
問13-4	監査役の費用等に係る体制の構築運用状況	67
問13-5	内部通報制度の有無	68
問13-6	監査役への通報窓口の有無	68
問14-1	監査役の報酬等の制度	69
問14-2	監査役への賞与の支給	69
問14-3	監査役年額報酬額	70
問14-4	常勤監査役の月額報酬レベル	73
<b>Ⅳ 会社法改正の影響について</b>		<b>75</b>
問15-1-1	監査等委員会設置会社への移行予定 1	75

問15-1-2	監査等委員会設置会社への移行予定 2	76
問15-2	社外役員の要件厳格化による「社外」資格の喪失	77
問15-3	新たな社外取締役の選任	78
問15-4	社外取締役を置くことが相当でない理由の記載等	79
問15-5	新たな社外監査役の選任	80
問16-1	会計監査人選任議案の決定プロセスの変化 1	82
問16-2	会計監査人選任議案の決定プロセスの変化 2	83
問16-3	会計監査人選任議案の決定プロセスの変化 3	84
問16-4	会計監査人選任議案の決定プロセスの変化 4	85
問17-1	責任限定契約 1	86
問17-2	責任限定契約 2	86
問18	コーポレートガバナンス・コードへの対応	87

## 総括

### I 定時株主総会後の各社の役員等の構成の状況について

#### 1. 執行部門の体制

- 取締役の総数は全体で 7.88 人(前回 7.73 人)となっており、大きな変化はない。また、取締役の人数が5人～8人の会社は 54.9%(前回 55.5%)と引き続き過半数を占めている(問 1-4②④)。
- 社外取締役を選任している会社は、全体で 77.6%と前回より 4.7 ポイント増加しており、特に上場会社では 20.3 ポイント増加し 92.2%となり、より独立した視点から経営の監督を行おうとする姿勢がうかがえ、会社法の改正や「コーポレートガバナンス・コード」制定による影響が強うかがえる(問 1-4①)。
- 社外取締役の経歴の中で、「親会社の役職員」(21.4%)と「大株主の役職員」(17.3%)が合わせて 38.7%と、前回と比べ 14 ポイント減少している。その一方で、「親会社以外のグループ会社の役職員」が 4.3%を記録しており、会社法改正の経過措置があるため、親会社の役職員が社外要件を満たさなくなること及び社外取締役を起用しないことが相当でない理由を事業報告に記載するとともに定時株主総会で説明することが今後どのように影響するかについてはまだ様子を見る必要がある(問 1-5-1)。
- 社外取締役の経歴について、上場会社では、「親会社の役職員」が 4.9%(前回 8.8%)となり、大きく減少した。また、「大株主の役職員」が 11.7%(前回 15.9%)となり、両者を合わせて 16.6%と前回と比べて 8.1 ポイント減少しており、代わりに「公認会計士または税理士」(5.0%→6.4%)、「弁護士」(9.9%→12.6%)、「大学教授」(9.2%→10.6%)が増加している(問 1-5-1)ことから、独立性を重視する傾向が見られる。
- 社外監査役の場合は「公認会計士または税理士」と「弁護士」が全体で 35.2%を占めるが(問 1-2)、社外取締役では合わせて 11.5%と前回より 4.2 ポイント増加しているものの依然少数である(問 1-5-1)。
- 女性役員がいる会社は、定時株主総会後においては全体で 4.6 ポイント増加し 18.6%、上場会社では 7.3 ポイント増加し 24.8%となった。コーポレートガバナンス・コードにおける多様性確保が影響していると考えられる(問 1-6①)。ただし、女性役員の中での社内監査役の割合は、全体で 11.1%と必ずしも高くはない。なお、女性役員を複数置く会社は、全体で 4.3%にとどまっている(問 1-6②)。
- 上場会社において証券取引所が規定する独立役員を届け出ている会社は 97.9%と前回同様高い割合を占めた(問 1-7①)。社外監査役が 1.53 人から 1.68 人に増加したのに対し、社外取締役は 0.74 人から 1.23 人と大幅に増加している(問 1-7②)。社外取締役を設置する会社の増加に伴うものと考えられる(問 1-4①参照)。
- 社外監査役のみを独立役員として届け出ている会社は全体の 21.0%で前回から大きく減少(24.8 ポイント)した。また、社外監査役及び社外取締役を届け出ている会社が 24.0 ポイント増加して 69.8%となり、多数を占めることとなった。特に大会社においては、社外監査役及び社外取締役を届け出ている会社が前回より 24.8 ポイント増加して 7 割を超えた(71.8%) (問 1-7③)。独立役員として取締役を選任することを努力目標とする取引所規則が影響しているものと思われ、コーポレートガバナンス・コードの制定により、この傾向は更に強まった。
- 執行役員制度を採用している会社は全体で 1.2 ポイント増加し、6 割を超えた(60.9%)。上場会社では 7 割を超え(70.1%)、非上場会社でも 48.4%から 1.7 ポイント増加し 5 割を超え(50.1%)、大会社では 64.5%→65.5%、大会社以外では 40.5%→42.9%となっている(問 1-8①)。
- 執行役員の平均人数は、10.90 人(前回 10.71 人)で、全ての会社区分で微増しているものの、大きな変動はない。なお、取締役との兼務者の平均人数は、4.79 人(前回 4.93 人)と微減した(問 1-8②)。
- 指名委員会等設置会社の指名委員会や報酬委員会に相当する機関を設置している会社は、全体では 1.2 ポイント増加して 8.9%となっており、上場会社では 2.7 ポイント増加して 13.8%となっている。大半の会社はこれらの委員会に相当する機関を設置しておらず、指名委員会等設置会社の長所を取り入れるハイブリッド型の制度を取り入れている会社はまだ少数にとどまっている(問 1-11)。
- 上場会社においては、報酬委員会相当の機関を設置している会社の比率が 2.8 ポイント減少して 13.5%となっており、指名委員会相当の機関を設置している会社の割合は 2.1 ポイント増加して 8.5%と

なっている。

## 2. 監査役の体制

- 監査役総数平均(全体で 3.19 人)及びその構成(常勤・非常勤の比率、社内・社外の比率)とも全体として大きな変化は見られない。うち社外監査役は 6 割強(63.3%)である(問 1-1①)。
- 社外監査役の経歴については、「親会社の役職員」(14.8%)、「大株主の役職員」(8.7%)、「取引銀行の役職員」(7.4%)、「取引先の役職員」(5.9%)といった独立性が比較的低いと言われているものが合計 36.8%となり、前回調査より 5.8 ポイント減少した。ただし、減少したのは「親会社の役職員」のみであり、それ以外は微増しており、改正会社法が施行され社外要件の厳格化により親会社の役職員は社外要件を満たさなくなることの影響があると考えられる。他方、「会社と無関係な会社の役職員」(13.3%)、「公認会計士又は税理士」(17.9%)、「弁護士」(17.3%)といった独立性が比較的高いと言われているものが全体で合わせて 48.5%となり、前回調査より 4.2 ポイント増加した(問 1-2)。
- 社内監査役の経歴については、「監査関係以外の部長等」が前回に比べて 0.4 ポイント減少したものの 22.8%と最も多い。次いで「取締役」が 3.2 ポイント減少し、16.0%であった。前職が執行側の要職であった社内監査役の割合は、49.0%と前回と比べて 5.9 ポイント減少している(問 1-3)。
- 監査役スタッフを設置する会社の割合は全体で 43.8%、前回(44.9%)に比べ 1.1 ポイント減少しており、全ての会社区分で微減となっている。一方、スタッフ総数平均は全体で 1.86 人(前回 1.85 人)、内訳は専属 0.67 人(前回 0.65 人)、兼任 1.19 人(前回 1.20 人)と専属が微増している。また、専属スタッフのみの会社(2.04 人→2.00 人)では微減、兼任スタッフのみの会社(1.65 人→1.68 人)では微増となっている(問 1-9-1、1-9-2②)。
- 他部署と兼務する監査役スタッフの兼務先は、内部監査部門系との兼務がほぼ半数を占めている(→44.6%→47.0%)状況は前回から変化はない。ただし、非上場会社及び大会社以外の会社では、総務系のスタッフも多く、内部監査部門系と同水準である(非上場会社 29.7%、大会社以外の会社 31.5%)(問 1-9-3)。
- 「専属・兼務に関わらず同意権等がある」会社が 60.2%となり、非上場会社においても 53.4%と過半数となった。監査役スタッフの人事については、監査役の意向も相応に反映されることがうかがえる(問 1-9-4)。
- 監査役の新英文推奨呼称の公表から約 3 年経過し、採用している会社は全体で 2.2 ポイント増加し 41.2%となった。より英文呼称の必要性が高いと思われる上場会社では 3.3 ポイント増加し 49.4%、大会社では 2.5 ポイント増加し 45.4%となり、全体と比較してやや比率が高くなっている(問 1-12)。

## II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

### 1. 監査役選任議案の決定プロセスへの関与状況

- 「代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した」が全体で 86.6%と依然大半を占めている。なお、監査役(会)が監査役候補者の選定に積極的に関わる「社内監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は 4.2%、「社外監査役候補者について、監査役(会)が提案した」は 7.1%、「執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した」は 4.8%と、前回から大きな変化はない(問 2-2)。
- 選任同意の理由について、最も多いのは、前回同様「会社の状況に通じているから」で、全体で 7.2 ポイント増加し 57.4%となっている。次に多いのは「会計・財務に関する知見を有するから」で、全体で 45.4%と 7.8 ポイント増加している。また、「親会社や大株主の役職員だから」は、全体で 3.5 ポイント減少し 23.5%となっている。他方、「弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから」は全体で 10.1 ポイント増加し 30.5%、上場会社で 10.9 ポイント増加し 42.1%、大会社では 10.3 ポイント増加し 32.2%となった。また、「証券取引所から導入を要請されている「独立役員」に該当するから」が 6.0 ポイント増加し、14.7%となっている。会社法の改正により親会社の役職員が社外要件を満たさなくなることやコーポレートガバナンス・コードの制定が影響しているものと考えられる(問 2-3)。

## **2. 任期途中における監査役の辞任の有無とその理由**

- 任期途中で辞任した監査役がいた会社は、上場会社では 17.6%、非上場会社では 29.9%、大会社では 24.5%、大会社以外では 18.5%であった。非上場会社の比率が上場会社の比率を大きく上回っており、辞任を余儀なくされるケースが多いことが推測される(問 3-1)。辞任の理由は、「その他一身上の都合によるもの」が一番多く、一身上の都合による辞任が自発的な辞任であるかは明確ではないが、全体では 44.5%で、特に上場会社では 55.2%であった。「役職定年等、社内規定によるもの」、「執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」という明らかに辞任監査役の意思によらない会社都合による辞任は全体として合わせて 49.8%と 3.5 ポイント増加した。非上場会社も 58.9%と、依然高水準となっている(問 3-2)。
- 「事業報告記載も株主総会陳述も行わなかった」が全体で 7 割となっており、辞任の理由が開示されている会社は依然として少ない(問 3-3)。

## **3. 事業報告作成への監査役との関与、及び「財務及び会計に関する知見を有する者」の記載について**

- 78.1%の会社において、事業報告作成にあたり、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場が設けられており、特に「事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で十分な協議を行った」が 3.8 ポイント増加し、13.1%となっている(問 4-1)。
- 監査役の財務及び会計に関する知見を開示している会社は全体で 10.8 ポイント増加し、86.2%となった。大半の会社で財務及び会計に関する知見を有している監査役を選任していることがうかがえる。公開会社全体として知見者がいない会社が 10.8 ポイント減少し、1 割強(13.8%)となった。3名以上いる会社は 5.5 ポイント増加し 42.7%、2 名いる会社は 3.2 ポイント増加し 21.5%、1 名いる会社は 2.2 ポイント増加し 22.1%となっている(問 4-2②)。
- 財務及び会計に関する知見者の属性は、「非常勤社外監査役」が最も多いが、8.6 ポイント減少し 53.6%となった。他方、「常勤社内監査役」が増加している(全体で 6.4 ポイント増加)(問 4-2③)。また、知見者の経歴としては「公認会計士や税理士等」が 25.3%と最も多かった。次に「金融機関経験」が 15.9%、「経理・財務部門経験」が 15.1%、「弁護士」が 14.8%と続いた。社内/社外、常勤/非常勤の組み合わせで見ると、常勤社内の場合には社内の経理・財務部門経験者が中心で、常勤社外の場合には金融機関出身者が中心となっていることは前回と変わっていない。非常勤社外についても、いわゆる会計に関連した資格者と弁護士が中心となっているが、金融機関出身者も一定数含まれていることは前回と大きな変化はない(問 4-2④)。

## **4. 内部統制システムに係る取締役会決議**

- 「1. 見直しの決議を行った」が 37.3 ポイント増加し、57.2%となった。これは、平成 27 年 5 月に施行された改正会社法への対応によるものと考えられる(問 5-1)。
- 会社法改正により追加された項目を見直した会社が7割を超え、全体で最も多かったのが「11. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」で 76.5%、2番目は「12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」で 74.5%、3番目は「10. 当該株式会社並びにその子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制」が前回から54.4 ポイント増加し 71.8%、4番目は改正前から重視されていた「6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」が37.3 ポイント増加して 70.4%となった(問 5-2)。
- また、全体で4割以上にのぼった項目として、「9. 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」が 57.3%、「7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」が前回から約 30 ポイント増加して 42.0%、「8. 上記 7 の使用人の取締役からの独立性に関する事項」も約30ポイント増加して 47.0%、「1. 取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」が 6.6 ポイント増の 41.6%となった(問 5-2)。
- 内部統制システムの構築・運用状況の記載については、全体で「2.ある程度記載されている」が 1.4 ポ

イント増加して 35.1%となり、「1.十分に記載されている」が 0.2 ポイント増加し 29.5%となっている。会社法改正の結果、内部統制システムの運用状況の開示が義務付けられる影響は注視する必要がある(問 5-4)。

- 改正会社法に対応した新しい内部統制システムの基本方針を事業報告に記載した会社は、全体では 46.5%、上場会社では 52.3%と半数程度であった(問 5-5)。

### **5. 監査役会監査報告の作成について**

- 監査報告の作成にあたっては「社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った」が 66.7%と 1.5 ポイントの増加となった(問 6-2)。
- 監査報告作成のための審議の回数は1回が最も多い(47.7%)ものの、半数を割った。法律上「1回以上」と規定されている(会社法施行規則 130 条 3 項)が、複数回審議している会社が過半数となった。ただし、8 割を超える会社が 2 回までの審議であることは前回同様である。(問 6-1)。
- 個別意見の付記があった会社は 4.4%と前回より微増しているものの、依然としてごく少数である(問 6-3)。
- 株主総会において監査役からの口頭報告を行った会社は 87.3%と大半を占めている。特に、上場会社では口頭報告を行った会社が 97.9%と、ほぼすべての会社で行われている(問 9-1)。

### **6. 決算短信・有価証券報告書の監査実施状況、及び有価証券報告書の提出時期**

- 決算短信、有価証券報告書ともに監査を行う会社の比率が、全体では 1.8 ポイント減少したが、決算短信、有価証券報告書ともに監査しない会社も、全体で 0.8 ポイント減少している。決算短信、有価証券報告書のいずれかしか監査しない会社の比率はそれぞれ 10%前後となっており、監査する以上は両方監査する会社が多いことを示している(問 7-3、問 8-5)。
- 有価証券報告書の提出時期については、株主総会終了後に提出する会社が大半を占めている状況に変わりはない(問 8-3)。

## **Ⅲ 監査役(会)の日常監査について**

### **1. 監査役取締役会での発言について**

- 全体の 85.9%の会社が監査役は「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」と回答している(上場会社では 92.5%)。社外取締役の場合は 88.0%と監査役を上回っているが、監査役も取締役会において積極的に発言している様子がうかがえる。(問 10-1、問 10-3)。「株主に与える影響、株主利益の視点」と「株主以外のステークホルダーの利益の視点」について、前回調査と同様に、上場会社が非上場会社に比べて明らかに比率が高かった(問 10-2)。
- 取締役会における発言内容として最も多いのは「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、監査役は 86.8%、社外取締役は 77.4%となっている。「法令・定款への遵守性」については、社外取締役 43.7%に対し、監査役 78.7%と大きく異なっている。これは、監査役は適法性を監査する責務を負っていることから生じる差異といえる。「株主に与える影響、株主利益の視点」については、監査役、社外取締役とも、上場会社が非上場会社に比べて比率が高いが、社外取締役の場合は非上場会社でも 33.0%(監査役 18.3%)とかなりの比率となっており、社外取締役を選任する上で期待値の高い項目と考えられる(問 10-2、問 10-4)。
- 指名委員会等設置会社との比較では、ほとんどの項目において指名委員会等設置会社の方が高い比率を示しているのは前回同様である(「第 16 回インターネット・アンケート指名委員会等設置会社版」(以下、指名委員会等設置会社版という)問 12-2 参照)。
- 前回最も多かった「取締役会の決定に監査役の見解が影響を与えたことがある」会社が 0.7 ポイント増加の 27.7%だったが、「日常のコミュニケーションが十分であるため決定に影響を与えることがなかった」が 2.9 ポイント増加の 29.1%となり、最も多かった。これら 2 項目と「指摘は真摯に受け止められている」会社(25.3%)を合わせると 82.1%となり、監査役が十分に機能していることがわかる(問 10-5)。



## 2. 個別事象に対する監査役の対応

□ 会社において将来重大な問題に発展するおそれのある事象が起こった場合、監査役の対応としては、「当該事象に関する情報の収集に努めた」(77.7%)、あるいは「関係する取締役から事情を聞いた」(77.4%)等情報収集に努めるものが多い。「関係する取締役に直接指摘・助言を行った」が54.3%と半数を超えているが、「取締役会、経営会議等で報告・説明をした」が約3割(30.3%)に留まっており、監査役としての責務の履行の観点からはやや気がかりである(問10-6)。

## 3. 会計監査人との関係

- 会計監査人の報酬額の同意に際しては94.1%の会社で担当取締役等執行部門から監査役に事前の情報提供があった。なお、大会社以外が4.2ポイント増加し89.3%に上昇している(問11-1)。会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で76.3%と前回より3.4ポイント増加しているが、担当取締役等からの事前の情報提供に比べて17.8ポイント少ない。監査役と会計監査人の連携が進んでいることがうかがえる結果となっているが、会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査役の同意が執行側の提案に対する同意ということによるところが大きいと思われる(問11-3)。
- 会計監査人の報酬を決定するにあたり、担当取締役等からの情報提供の時期については、全体としては「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が42.8%と最も多い(問11-2)。
- 執行部門と会計監査人の折衝状況につき、全体で「十分把握していた」と「ある程度把握していた」の合計が91.0%となっており、前回同様監査役(会)は執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえる(問11-5)。
- 会計監査人からの情報提供の時期については、全体としては「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が5.5ポイント減少したが、34.5%と最も多い(問11-4)。
- 今期新たに会計監査人を選任した会社においては、選任議案について「1. 決定権を行使した」会社が全体で46.5%となり、上場会社においては55.9%と過半数を占めた。残りの会社は「2. 同意権を行使した」としており、会計監査人の選任に係る会社法改正の経過措置を適用している会社が約半数あることを示している(問11-8-1)。
- 候補者を監査役が提案する「会計監査人の候補者(監査法人等)について、監査役(会)が提案した」「執行部門と監査役(会)が、それぞれ会計監査人の候補者(監査法人等)を提案し、協議・調整の上、監査役(会)として同意した」の合計が26.6ポイント増加した。会社法改正による決定権の移行に伴い、候補者選定の段階で、監査役が積極的に関与する会社が増えていることがうかがえる(問11-8-2)。
- 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した会社においては、「再任について監査役(会)で決定し、経営執行部には書面で連絡した(選択肢1)」が全体で53.4%と最も多く、また上場会社・非上場会社・大会社でも過半数を超えた。次に多いのは、「再任について監査役(会)で決定し、経営執行部には口頭で連絡した(選択肢2)」で、全体で13.5%となった。書面か口頭かにかかわらず、再任について監査役(会)で決定した(選択肢1及び2)会社は66.9%であったが、監査役(会)として特に対応していない会社が12.2%あることはやや気がかりである(問11-9-3)。

## 4. 監査役の監査環境について

- 「十分理解を得られている」が前回より1.4ポイント減少し50.8%となっている。ただし、「十分理解を得られている」と「ある程度理解を得られている」の合計は全体で前回と同じ94.7%となっており、ほとんどの会社で執行部門から一定の理解は得られている(問13-1)。
- 監査役への報告体制については、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」及び「体制の構築も運用も十分とはいえない」が増加している。会社法改正の機会を捉え、体制の見直しが進められていることも考えられるが、特に運用についての評価はやや気がかりである(問13-2)(問5-2「内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目」選択肢10参照)。なお、指名委員会等設置会社との比較では、「体制の構築も運用も十分になされている」が82.8%あり、依然として大きな差がある(指名委員会等設置会社版問15-1参照)。

- 監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制については、「1. 体制の構築も運用も十分になされている」の割合が、全体で 52.9%となった(問 13-3)。
- 監査役費用等に係る体制については、「1. 体制の構築も運用も十分になされている」の割合が、問 13-2 及び 13-3 よりも多く、全体で 72.6%となった(問 13-4)。なお、指名委員会等設置会社との比較では、「体制の構築も運用も十分になされている」が 86.2%あり、大きな差がある(指名委員会等設置会社版問 15-2参照)。
- 監査役が内部通報の窓口になっている会社は全体で 5.5 ポイント増加し、27.6%となり、上場会社では、3割を超えるなど、若干増加している(指名委員会等設置会社では 44.8%)。取締役の職務執行の監査という監査役職責を考えると、監査役への報告体制の一環として、内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、監査役への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある(問 13-6。指名委員会等設置会社版問 16-2参照)。

## IV 会社法改正に伴う各種の対応について

### 1. 監査等委員会設置会社への移行予定について

- 最も多い「5. 検討していないし、今後も検討の予定はない」及び「6. 検討するかどうか未定である」が合計で 74.5%を占めている(問 15-1-1)。
- 「1. 移行する予定である(決定している)」及び「2. 検討している(今後検討する予定である)し、移行に強い関心を持っている」という現実に移行を視野に入れている会社の合計は 166 社、4.9%となっている。また、「3. 検討している(今後検討する予定である)が、まだ方向性は出ていない」と「6. 検討するかどうか未定である」といった、まだ結論を出していない会社が 45.0%あり、監査等委員会設置会社への移行については引き続き注視していく必要がある(問 15-1-1)。
- 移行について検討している会社(問 15-1-1 選択肢 1~4)においては、「3. 執行部門が提案した」会社が最も多く、38.1%となった。なお、親会社を有する会社のほとんどが非上場会社であることから、非上場会社では、「4. 親会社が提案した」が 23.2%と他の会社形態に比べて多くを占めている。また、大会社以外では、「1. 監査役(会)が提案した」が 29.1%と最も多かった(問 15-1-2)。

### 2. 社外役員要件厳格化について

- 「社外取締役もしくは社外監査役はいるが、「社外」資格を失う社外取締役・社外監査役はいない」が全体で 12.8 ポイント増の 66.6%となり、特に上場会社では 87.9%を占めている。他方、非上場会社では、「社外取締役全員が「社外」資格を失う」が合計で 31.8%になった。前回からは大きく減少しており、会社法改正による社外役員要件厳格化を踏まえた対応が進んでいることがうかがえる(問 15-2、問 1-2 及び問 1-5 参照)が、依然 30%を超えており、今後の対応を注視する必要がある。
- 新たな社外監査役選任について「8. 該当しない」を除く回答社数が減少したのは、会社法改正への対応として監査役会を廃止した会社が影響していると考えられる。非上場会社においては、「5. 経過措置期間満了後は監査役の中での社外監査役の割合が半数に満たないので、監査役会を廃止したもしくは経過措置期間満了後までに廃止する予定である」が多く、3.2 ポイント増加し 13.3%あった。また、新たな社外監査役選任については、前回多かった「6. 検討中である」が大幅に減少している(全体で 12.7 ポイント減少し 5.2%、上場会社で 5.4 ポイント減少し 2.5%、非上場会社では 23.6 ポイント減少し 14.2%)。新たに社外監査役を選任する会社も一定数あると考えられるが、監査役会が廃止された会社も多いのではないかと考えられる(問 15-5)。
- 非上場会社では、「7. 社外取締役はいないが、選任せず、今後も選任する予定はない」が 11.1%あるが、一方、「3. 社外取締役はいるが、会社法改正の結果将来は社外資格喪失により不在となるので、追加で選任した」、「4. 社外取締役はいるが、会社法改正の結果将来は社外資格喪失により不在となるので、直近の株主総会では選任しなかったものの、次回以降の株主総会で新たに選任する予定である」及び「6. 社外取締役はいないため、新たに選任した」の合計が 22.8%あった(問 15-3)。

### 3. 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化について

- 会計監査人との連携については、「既に会計監査人との連携は十分に行っており、また会計監査人のパフォーマンスに関する情報も十分に取っていることから、新規の試みは行っていない」が、2.9 ポイント減の 54.6%となった(問 16-1)。
- 一方、「決定権行使のため、会計監査人との会合や会計監査人からの報告を増やす等連携が一層緊密になった(するつもりである)」及び「決定権行使のため、会計監査人のパフォーマンスに関する情報を今まで以上に取得した(するつもりである)」は増加しており、決定権行使を念頭に、連携の強化に努めていることがうかがえる(問 16-1)。
- 社内体制等については「3.特に変化は予定されていない」会社が 83.2%と大多数を占めているが(問 16-2)、会計監査人との連携については、「既に会計監査人との連携は十分に行っており、また会計監査人のパフォーマンスに関する情報も十分に取っていることから、新規の試みは行っていない」が 54.6%であったことを勘案すると(問 16-1 参照)、体制の強化を感じながら、強化できていない会社も含まれている懸念がある。
- また、社内体制等について「4.分からない」としていた会社が 7.2 ポイント減少し、わずか 0.5%となったことから、対応が未定であった会社の多くが対応を決定したものと考えられる(問 16-2)。
- 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化について、最も多いのは「1.従来通り執行側で原案を作成し、それを監査役(会)で決定する予定である。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる予定である」で、33.2%となっているが、「3.原案の作成等は監査役(会)側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する」が 19.6 ポイント増加して 27.6%となっていることが注目される。「4.性質上執行側が対応すべきものを除き、原案の作成等を含め監査役(会)側が自ら準備する」も 8.9%増加していることと合わせ、監査役が主導権をもって決定しようとする会社が増えている(問 16-3)。

### 4. 責任限定契約について

- 「定款変更の決議を行った」会社が 29.6%と 3 割近くにのぼり、特に上場会社では 4 割を超えた(問 17-1)。
- 実際に責任限定契約を締結している者の属性として、最も多いのは「社外非常勤監査役」であり、全体で 52.5%、特に上場会社では 80.1%にのぼった。次に多いのは「社外取締役」であり、全体で 49.6%、特に上場会社では 78.1%であった。常勤もしくは社内の監査役が責任限定契約を締結している割合とはかなりの差がある(問 17-2)。

### 5. コーポレートガバナンス・コードへの対応について

- 本アンケートを実施した 7 月～8 月時点では、「今後検討する予定である」が全体で 30.8%、特に上場会社では 48.6%と過半数近くを占めた。上場会社では、選択肢 1 から 3 の見直しを行っている割合が合計で 31.4%であるのに対し、「特に見直しをする予定はない」が 18.2%となっている(問 18)。

## アンケート実施状況

- 実施期間： 平成 27 年 7 月 24 日 (金) ～8 月 21 日 (金)
- 対象者： 当協会会員のうち監査役設置会社及び監査役会設置会社 5,818 社  
(平成 27 年 7 月 13 日時点の会社数)
- 実施方法： インターネットを利用し、当協会ホームページより 1 社 1 回答
- 回答数： 有効回答数 3,370 社 回答率 57.9%

回答会社属性  
現在の会社機関構成

	2014年		2015年	
	数	割合	数	割合
1.取締役会＋監査役会＋会計監査人	2,448	78.4%	2,398	71.2%
2.取締役会＋監査役＋会計監査人	299	9.6%	535	15.9%
3.取締役会＋監査役(業務監査権限あり)	324	10.4%	391	11.6%
4.取締役会＋監査役(会計監査権限のみ)	4	0.1%	5	0.1%
5.その他	48	1.5%	41	1.2%
回答社数	3,123	100.0%	3,370	100.0%

定時総会前の会社機関構成

	2014年		2015年	
	数	割合	数	割合
1.現在と同じ	2,939	94.1%	2,965	88.0%
2.取締役会＋監査役会＋会計監査人	49	1.6%	253	7.5%
3.取締役会＋監査役＋会計監査人	41	1.3%	49	1.5%
4.取締役会＋監査役(業務監査権限あり)	68	2.2%	77	2.3%
5.取締役会＋監査役(会計監査権限のみ)	7	0.2%	12	0.4%
6.委員会設置会社	1	0.0%	0	0.0%
7.その他	18	0.6%	14	0.4%
回答社数	3,123	100.0%	3,370	100.0%

上場分類別社数

	2014年		2015年	
	数	割合	数	割合
上場	1,685	54.0%	1,815	53.9%
1.一部上場	1,023	32.8%	1,117	33.1%
2.二部上場	282	9.0%	310	9.2%
3.札幌・福岡・セントレックス	19	0.6%	20	0.6%
4.マザーズ	79	2.5%	98	2.9%
5.ジャスダック	281	9.0%	268	8.0%
6.その他上場	1	0.0%	2	0.1%
非上場	1,438	46.0%	1,555	46.1%
回答社数	3,123	100.0%	3,370	100.0%

会社法上の会社規模別社数

	2014年		2015年	
	数	割合	数	割合
1.大会社	2,478	79.3%	2,661	79.0%
2.大会社以外	624	20.0%	681	20.2%
3.その他	21	0.7%	28	0.8%
回答社数	3,123	100.0%	3,370	100.0%

(その他は、協同組合・独立行政法人等であり、大会社/大会社以外の集計からは除外)

純粋持株会社

	2014年		2015年	
	数	割合	数	割合
1.純粋持株会社である	220	7.0%	218	6.5%
2.純粋持株会社ではない	2,903	93.0%	3,152	93.5%
回答社数	3,123	100.0%	3,370	100.0%

# I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について

## 問 1-1 監査役数

### ①監査役平均人数

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
常勤社内監査役数	0.94	0.96	1.11	1.11	0.74	0.79	1.02	1.05	0.59	0.63
	28.8%	30.1%	30.1%	30.4%	26.9%	29.7%	29.3%	30.8%	25.1%	27.4%
常勤社外監査役数	0.38	0.35	0.36	0.36	0.40	0.35	0.37	0.35	0.43	0.38
	11.7%	11.0%	9.8%	9.9%	14.5%	13.2%	10.6%	10.3%	18.3%	16.5%
常勤監査役数合計	1.32	1.31	1.47	1.47	1.14	1.14	1.39	1.40	1.02	1.00
	40.5%	41.1%	39.8%	40.3%	41.5%	42.9%	39.9%	41.1%	43.4%	43.5%
非常勤社内監査役数	0.13	0.21	0.12	0.11	0.13	0.31	0.12	0.20	0.12	0.20
	4.0%	6.6%	3.3%	3.0%	4.7%	11.7%	3.4%	5.9%	5.1%	8.7%
非常勤社外監査役数	1.81	1.67	2.11	2.07	1.47	1.21	1.96	1.82	1.21	1.10
	55.5%	52.4%	57.2%	56.7%	53.5%	45.5%	56.3%	53.4%	51.5%	47.8%
非常勤監査役数合計	1.94	1.88	2.23	2.18	1.61	1.52	2.08	2.02	1.33	1.30
	59.5%	58.9%	60.4%	59.7%	58.5%	57.1%	59.8%	59.2%	56.6%	56.5%
社外監査役数合計	2.19	2.02	2.47	2.43	1.87	1.55	2.33	2.16	1.63	1.48
	67.2%	63.3%	66.9%	66.6%	68.0%	58.3%	67.0%	63.3%	69.4%	64.3%
社内監査役数合計	1.06	1.17	1.22	1.22	0.87	1.10	1.14	1.25	0.71	0.82
	32.5%	36.7%	33.1%	33.4%	31.6%	41.4%	32.8%	36.7%	30.2%	35.7%
監査役数合計	3.26	3.19	3.69	3.65	2.75	2.66	3.48	3.41	2.35	2.30
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体としての監査役総数は前回と比較して微減(全体:3.26人→3.19人)。

・非上場会社では、非常勤社内監査役の構成比が7ポイント増加し(4.7%→11.7%)、他方、非常勤社外監査役は8ポイント減少した(53.5%→45.5%)。会社法の改正により社外要件が厳格化され、親会社の役職員は社外要件を満たさなくなることが影響しているものと考えられる(問 1-2 参照)。

問 1-1 監査役数

②監査役平均人数 機関設計別

	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人		取締役会 + 監査役 + 会計監査人		取締役会 + 監査役(業務 監査権限あり)		取締役会 + 監査役(会計 監査権限のみ)		その他	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
常勤社内監査役数	1.01	1.04	0.79	0.86	0.61	0.69	0.75	0.80	0.58	0.61
	28.3%	29.1%	36.2%	35.1%	31.4%	36.1%	42.9%	44.4%	19.6%	21.2%
常勤社外監査役数	0.38	0.38	0.32	0.28	0.38	0.30	0.25	0.20	0.46	0.39
	10.6%	10.6%	14.7%	11.4%	19.6%	15.7%	14.3%	11.1%	15.5%	13.5%
常勤監査役数合計	1.39	1.41	1.11	1.14	0.99	0.99	1.00	1.00	1.04	1.00
	38.9%	39.4%	50.9%	46.5%	51.0%	51.8%	57.1%	55.6%	35.1%	34.7%
非常勤社内監査役数	0.12	0.13	0.15	0.53	0.11	0.25	0.00	0.00	0.23	0.12
	3.4%	3.6%	6.9%	21.6%	5.7%	13.1%	0.0%	0.0%	7.8%	4.2%
非常勤社外監査役数	2.06	2.04	0.92	0.78	0.84	0.67	0.75	0.80	1.69	1.76
	57.7%	57.0%	42.2%	31.8%	43.3%	35.1%	42.9%	44.4%	57.1%	61.1%
非常勤監査役数合計	2.18	2.16	1.07	1.31	0.95	0.92	0.75	0.80	1.92	1.88
	61.1%	60.3%	49.1%	53.5%	49.0%	48.2%	42.9%	44.4%	64.9%	65.3%
社外監査役数合計	2.44	2.41	1.24	1.05	1.22	0.97	1.00	1.00	2.15	2.15
	68.3%	67.3%	56.9%	42.9%	62.9%	50.8%	57.1%	55.6%	72.6%	74.7%
社内監査役数合計	1.13	1.16	0.94	1.40	0.73	0.94	0.75	0.80	0.81	0.73
	31.7%	32.4%	43.1%	57.1%	37.6%	49.2%	42.9%	44.4%	27.4%	25.3%
監査役数合計	3.57	3.58	2.18	2.45	1.94	1.91	1.75	1.80	2.96	2.88
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・機関設計別の構成比については、「取締役会+監査役+会計監査人」及び「取締役会+監査役(業務監査権限あり)」において社内監査役の割合が10ポイント以上増加している(43.1%→57.1%、37.6%→42.9%)のに対し、社外監査役の割合が10ポイント以上減少している(56.9%→42.9%、62.9%→50.8%)。会社法の改正に伴う社外要件の厳格化による影響と考えられる。

・「取締役会+監査役+会計監査人」の機関設計では監査役総数が増加している(2.18人→2.45人)。一般論として、社外要件厳格化に伴い子会社の機関設計を変更した会社は、従来からこの機関設計を採用している会社に比べて監査役の人数が多かったと考えられる一方、親会社派遣役職員の社外性が認められなくても、子会社管理の観点から監査役の人数は減らさないためと考えられる。

問 1-1 監査役数

③監査役人数

		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外		
		2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	
監査役人数	1名	157	204	2	1	155	203	38	62	118	140	
		5.0%	6.1%	0.1%	0.1%	10.8%	13.1%	1.5%	2.3%	18.9%	20.6%	
	2名	340	404	3	4	337	400	133	172	206	227	
		10.9%	12.0%	0.2%	0.2%	23.4%	25.7%	5.4%	6.5%	33.1%	33.3%	
	3名	1,467	1,588	738	857	729	731	1,198	1,302	265	283	
		47.0%	47.1%	43.9%	47.2%	50.7%	47.0%	48.4%	48.9%	42.5%	41.6%	
	4名	885	916	715	733	170	183	852	884	31	30	
		28.4%	27.2%	42.5%	40.4%	11.8%	11.8%	34.4%	33.2%	5.0%	4.4%	
	5名	238	238	204	209	34	29	227	225	2	1	
		7.6%	7.1%	12.1%	11.5%	2.4%	1.9%	9.2%	8.5%	0.3%	0.1%	
	6名以上	32	20	19	11	13	9	27	16	1	0	
		1.0%	0.6%	1.1%	0.6%	0.9%	0.6%	1.1%	0.6%	0.2%	0.0%	
	回答社数		3,119	3,370	1,681	1,815	1,438	1,555	2,475	2,661	623	681
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役数 4 名以上の会社の割合が微減している。また、監査役数1名および 2 名の会社が増加している。

問 1-2 社外監査役の前職又は現職

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 親会社の役職員	1,502	1,011	231	169	1,271	842	1,218	815	281	195
	21.9%	14.8%	5.5%	3.8%	47.2%	34.9%	21.1%	14.2%	27.3%	19.3%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	303	330	79	92	224	238	260	285	43	38
	4.4%	4.8%	1.9%	2.1%	8.3%	9.9%	4.5%	5.0%	4.2%	3.8%
3. 大株主の役職員	552	594	317	354	235	240	507	550	42	41
	8.1%	8.7%	7.6%	8.0%	8.7%	9.9%	8.8%	9.6%	4.1%	4.1%
4. 取引銀行の役職員	483	508	388	398	95	110	441	461	39	46
	7.0%	7.4%	9.3%	9.0%	3.5%	4.6%	7.6%	8.0%	3.8%	4.6%
5. 取引先の役職員	385	399	280	290	105	109	354	355	27	32
	5.6%	5.9%	6.7%	6.6%	3.9%	4.5%	6.1%	6.2%	2.6%	3.2%
6. 会社と無関係な会社の役職員	868	908	647	670	221	238	641	678	223	229
	12.7%	13.3%	15.5%	15.2%	8.2%	9.9%	11.1%	11.8%	21.7%	22.7%
7. 公認会計士又は税理士	1,074	1,224	871	998	203	226	887	1,013	179	203
	15.7%	17.9%	20.9%	22.6%	7.5%	9.4%	15.3%	17.6%	17.4%	20.1%
8. 弁護士	1,090	1,183	905	967	185	216	964	1,048	118	127
	15.9%	17.3%	21.7%	21.9%	6.9%	9.0%	16.7%	18.2%	11.5%	12.6%
9. 大学教授	150	159	123	125	27	34	138	146	7	8
	2.2%	2.3%	3.0%	2.8%	1.0%	1.4%	2.4%	2.5%	0.7%	0.8%
10. 官公庁	142	140	105	105	37	35	130	128	11	10
	2.1%	2.1%	2.5%	2.4%	1.4%	1.5%	2.2%	2.2%	1.1%	1.0%
11. その他	308	364	218	239	90	125	239	275	59	79
	4.5%	5.3%	5.2%	5.4%	3.3%	5.2%	4.1%	4.8%	5.7%	7.8%
合計人数	6,857	6,820	4,164	4,407	2,693	2,413	5,779	5,754	1,029	1,008
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体として「1.親会社の役職員」が、7.1ポイント減少して14.8%となった。一方、「7.公認会計士又は税理士」が17.9%に増加し、最も多くの割合を占めることとなった。また、独立性の高い経歴である「8. 弁護士」及び「6. 会社と無関係な会社の役職員」についても増加傾向にあり、会社法の改正により社外要件が厳格化され、親会社の役職員は社外要件を満たさなくなることが影響しているものと考えられる。



### 問 1-3 社内監査役の前職

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 会長・副会長	13 0.4%	8 0.2%	5 0.2%	2 0.1%	8 0.6%	6 0.3%	11 0.4%	5 0.2%	2 0.4%	3 0.5%
2. 社長	84 2.4%	74 1.9%	25 1.2%	22 1.0%	59 4.3%	52 3.0%	60 2.0%	54 1.6%	24 5.1%	20 3.6%
3. 副社長	48 1.4%	54 1.4%	39 1.8%	36 1.6%	9 0.7%	18 1.0%	44 1.5%	49 1.5%	4 0.8%	5 0.9%
4. 専務・常務	520 14.8%	562 14.3%	309 14.6%	327 14.7%	211 15.2%	235 13.7%	468 15.6%	501 15.1%	45 9.6%	57 10.2%
5. 上記1～4以外 の取締役	672 19.2%	629 16.0%	406 19.1%	377 17.0%	266 19.2%	252 14.7%	552 18.4%	530 15.9%	112 23.8%	91 16.3%
6. 執行役員	587 16.7%	600 15.2%	398 18.7%	415 18.7%	189 13.7%	185 10.8%	540 18.0%	549 16.5%	43 9.1%	49 8.8%
7. 相談役・顧問・ 嘱託	110 3.1%	106 2.7%	64 3.0%	66 3.0%	46 3.3%	40 2.3%	87 2.9%	84 2.5%	23 4.9%	22 3.9%
8. 監査関係部長 等	345 9.8%	417 10.6%	227 10.7%	272 12.2%	118 8.5%	145 8.4%	285 9.5%	350 10.5%	58 12.3%	63 11.3%
9. 監査関係以外 の部長等	812 23.2%	899 22.8%	497 23.4%	511 23.0%	315 22.8%	388 22.6%	708 23.6%	769 23.1%	98 20.8%	118 21.1%
10. その他	316 9.0%	589 15.0%	153 7.2%	194 8.7%	163 11.8%	395 23.0%	244 8.1%	432 13.0%	62 13.2%	132 23.6%
合計人数	3,507 100.0%	3,938 100.0%	2,123 100.0%	2,222 100.0%	1,384 100.0%	1,716 100.0%	2,999 100.0%	3,323 100.0%	471 100.0%	560 100.0%

・社内監査役の経歴については、「9.監査関係以外の部長等」が前回に比べて微減したものの 22.8%と最も多い。次に多いのが「5. 1～4以外取締役」で 16.0%であった。

・前職が執行側の要職(選択肢1から6まで)であった社内監査役の比率は前回からやや減少した。(→54.9%→49.0%)。

## 問 1-4 取締役数

### ①社外取締役の設置の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
社外取締役あり	2,278	2,613	1,212	1,673	1,066	940	1,845	2,181	415	411
	72.9%	77.6%	71.9%	92.2%	74.1%	60.5%	74.5%	82.0%	66.5%	60.4%
社外取締役なし	845	756	473	142	372	614	633	479	209	270
	27.1%	22.4%	28.1%	7.8%	25.9%	39.5%	25.5%	18.0%	33.5%	39.6%
回答社数	3,123	3,369	1,685	1,815	1,438	1,554	2,478	2,660	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・社外取締役を選任する会社は全体で77.6%となり、前回より4.7ポイント増加した。
- ・特に、上場会社では20.3ポイント増加して9割を超え、社外取締役を選任する傾向が顕著である。会社法の改正や「コーポレートガバナンス・コード」制定を踏まえ、社外取締役を導入する動きが加速していると考えられる。
- ・非上場会社では、社外取締役を設置する会社が13.6ポイント減少し60.5%となった。これは会社法改正により、親会社派遣の取締役が社外取締役に該当しなくなることが影響しているものと思われる。

### ②取締役平均人数

(平均人数)		全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
		2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
全体	取締役総数	7.73	7.88	7.87	8.16	7.58	7.55	8.05	8.22	6.16	6.21
	(内) 社外取締役	1.57	1.60	1.22	1.62	1.99	1.57	1.58	1.67	1.36	1.13
社外取締役設置会社	取締役総数	8.16	8.26	8.30	8.38	8.00	8.05	8.40	8.51	6.57	6.46
	(内) 社外取締役	2.16	2.06	1.70	1.76	2.68	2.59	2.12	2.04	2.04	1.87
社外取締役非設置会社	取締役総数	6.54	6.57	6.71	5.58	6.33	6.79	6.95	6.87	5.33	5.84

- ・全体として取締役総数、社外取締役数とも微増している(取締役総数7.73人→7.88人、社外取締役数1.57人→1.60人)。

### ③取締役平均人数 機関設計別

(平均人数)	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人		取締役会 + 監査役 + 会計監査人		取締役会 + 監査役(業務 監査権限あり)		取締役会 + 監査役(会計 監査権限のみ)		その他	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
取締役総数	7.96	8.25	7.38	7.32	6.55	6.59	6.00	6.00	6.45	6.56
うち社外取締役	1.54	1.76	1.77	1.19	1.64	1.20	1.75	1.00	1.73	1.39

### ④取締役総数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1～3人	104	109	24	19	80	90	54	49	47	59
	3.4%	3.2%	1.4%	1.0%	5.6%	5.8%	2.2%	1.8%	7.6%	8.7%
4人	291	254	118	97	173	157	165	153	126	99
	9.4%	7.5%	7.1%	5.3%	12.1%	10.1%	6.7%	5.8%	20.3%	14.5%
5人	452	431	227	199	225	232	332	290	120	141
	14.6%	12.8%	13.7%	11.0%	15.8%	14.9%	13.6%	10.9%	19.4%	20.7%
6人	421	493	222	258	199	235	319	370	102	121
	13.6%	14.6%	13.4%	14.2%	13.9%	15.1%	13.0%	13.9%	16.5%	17.8%
7人	453	491	266	279	187	212	364	385	89	106
	14.7%	14.6%	16.0%	15.4%	13.1%	13.6%	14.9%	14.5%	14.4%	15.6%
8人	390	434	245	264	145	170	340	378	49	56
	12.6%	12.9%	14.8%	14.5%	10.2%	10.9%	13.9%	14.2%	7.9%	8.2%
9人	244	334	153	210	91	124	216	297	27	36
	7.9%	9.9%	9.2%	11.6%	6.4%	8.0%	8.8%	11.2%	4.4%	5.3%
10人	240	269	141	164	99	105	216	235	22	30
	7.8%	8.0%	8.5%	9.0%	6.9%	6.8%	8.8%	8.8%	3.5%	4.4%
11～15人	406	463	234	289	172	174	371	428	34	31
	13.1%	13.7%	14.1%	15.9%	12.1%	11.2%	15.2%	16.1%	5.5%	4.6%
16～20人	63	73	26	31	37	42	58	66	4	2
	2.0%	2.2%	1.6%	1.7%	2.6%	2.7%	2.4%	2.5%	0.6%	0.3%
21人以上	24	18	5	5	19	13	13	9	0	0
	0.8%	0.5%	0.3%	0.3%	1.3%	0.8%	0.5%	0.3%	0.0%	0.0%
回答社数	3,088	3,369	1,661	1,815	1,427	1,554	2,448	2,660	620	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・取締役総数が6名及び7名の会社が最も多く14.6%で、次に取締役総数11～15名の会社が13.7%、8名の会社が12.9%と続いている。
- ・全体として取締役5名以下の会社の割合が減少し(27.4%→23.5%)、取締役10名以上の会社の割合が微増(23.7%→24.4%)しているが、傾向を読み取るには、今後の動向を注視する必要がある。

問 1-5-1 社外取締役の前職又は現職

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 親会社の役職員	1,637	1,150	182	143	1,455	1,007	1,173	844	440	302
	33.1%	21.4%	8.8%	4.9%	50.6%	41.4%	29.6%	19.0%	51.8%	39.3%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	242	229	37	47	205	182	190	149	50	37
	4.9%	4.3%	1.8%	1.6%	7.1%	7.5%	4.8%	3.4%	5.9%	4.8%
3. 大株主の役職員	972	930	329	343	643	587	810	778	154	137
	19.6%	17.3%	15.9%	11.7%	22.3%	24.1%	20.5%	17.5%	18.1%	17.8%
4. 取引銀行の役職員	113	155	82	106	31	49	105	137	5	13
	2.3%	2.9%	4.0%	3.6%	1.1%	2.0%	2.7%	3.1%	0.6%	1.7%
5. 取引先の役職員	379	532	203	297	176	235	333	430	42	43
	7.7%	9.9%	9.8%	10.1%	6.1%	9.7%	8.4%	9.7%	4.9%	5.6%
6. 会社と無関係な会社の役職員	717	1,033	572	879	145	154	619	905	85	121
	14.5%	19.2%	27.6%	29.9%	5.0%	6.3%	15.6%	20.4%	10.0%	15.8%
7. 公認会計士又は税理士	121	207	104	187	17	20	99	177	20	28
	2.4%	3.9%	5.0%	6.4%	0.6%	0.8%	2.5%	4.0%	2.4%	3.6%
8. 弁護士	241	410	205	372	36	38	219	378	15	28
	4.9%	7.6%	9.9%	12.6%	1.3%	1.6%	5.5%	8.5%	1.8%	3.6%
9. 大学教授	214	351	190	311	24	40	196	321	8	16
	4.3%	6.5%	9.2%	10.6%	0.8%	1.6%	4.9%	7.2%	0.9%	2.1%
10. 官公庁	103	122	67	99	36	23	98	114	1	6
	2.1%	2.3%	3.2%	3.4%	1.3%	0.9%	2.5%	2.6%	0.1%	0.8%
11. その他	210	256	101	157	109	99	118	206	30	37
	4.2%	4.8%	4.9%	5.3%	3.8%	4.1%	3.0%	4.6%	3.5%	4.8%
合計人数	4,949	5,375	2,072	2,941	2,877	2,434	3,960	4,439	850	768
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・社外取締役の経歴の中で、「1.親会社の役職員」が11.7ポイント減少し21.4%となった。また、独立性の高い「6.会社と無関係な会社の役職員」、「7.公認会計士又は税理士」、「8.弁護士」、「9.大学教授」の比率は合わせて37.2%となり、前回から11.1ポイント増加している。会社法の改正で社外要件が厳格化され、親会社の役職員は10年の過去要件を満たす場合を除き社外要件を満たさなくなることが影響していると考えられる(社外要件については、会社法施行後1年間について経過措置の適用があるので、今回の調査時では親会社役職員が社外要件を満たすこともある)。
- ・上場会社では、「1.親会社の役職員」(4.9%)と「3.大株主の役職員」(11.7%)の比率が、合わせて16.6%と前回と比べて減少(8.1ポイント)しており、代わりに「7.公認会計士または税理士」(5.0%→6.4%)、「8.弁護士」(9.9%→12.6%)、「9.大学教授」(9.2%→10.6%)と増加している。
- ・社外監査役の場合は「7.公認会計士または税理士」と「8.弁護士」が全体で35.2%を占めるが(問1-2参照)、社外取締役では合わせて11.5%と社外監査役に比べてその割合は少ない。

問 1-5-2 社外取締役と会社との関係

上段:人数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. CEO・役員の個人的知己・友人	582	470	112	482	99
	10.8%	16.0%	4.6%	10.9%	12.9%
2. CEO・役員の血縁者	15	7	8	12	3
	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%
3. 会社の資本・取引関係	2,908	936	1,972	2,273	525
	54.1%	31.8%	81.0%	51.2%	68.4%
4. 日本経団連等財界活動	51	40	11	50	0
	0.9%	1.4%	0.5%	1.1%	0.0%
5. 学者等著名人(書籍・マスコミ)	160	139	21	147	6
	3.0%	4.7%	0.9%	3.3%	0.8%
6. 日本弁護士連合会等	164	147	17	154	9
	3.1%	5.0%	0.7%	3.5%	1.2%
7. その他諸団体	107	68	39	83	4
	2.0%	2.3%	1.6%	1.9%	0.5%
8. 人材派遣業等の紹介	57	52	5	53	4
	1.1%	1.8%	0.2%	1.2%	0.5%
9. 上記1-8に該当せず会社と全く無関係	997	876	121	902	80
	18.5%	29.8%	5.0%	20.3%	10.4%
10. その他	334	206	128	283	38
	6.2%	7.0%	5.3%	6.4%	4.9%
合計人数	5,375	2,941	2,434	4,439	768
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・全体では最も多かったのが「3.会社の資本・取引関係」で 54.1%、次に多いのが「9.上記 1-8 に該当せず会社と全く無関係」で 18.5%、その次に「1.CEO・役員の個人的知己・友人」が 10.8%と続いた(なお、社外要件については、会社法施行後1年間について経過措置の適用があるので、今回の調査時では親会社役職員が社外要件を満たすこともある。
- ・上場会社では「3.会社の資本・取引関係」が 31.8%、「9.上記 1-8 に該当せず会社と全く無関係」が 29.8%とやや拮抗している。他方、非上場会社では「3.会社の資本・取引関係」が 81.0%と大多数を占めている。

## 問 1-6 女性役員の人数

### ①女性役員の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后
女性役員が いる	447	594	304	431	143	163	357	493	85	96
	14.0%	18.6%	17.5%	24.8%	9.8%	11.2%	14.1%	19.5%	13.1%	14.8%
女性役員は いない	2,749	2,602	1,437	1,310	1,312	1,292	2,171	2,035	562	551
	86.0%	81.4%	82.5%	75.2%	90.2%	88.8%	85.9%	80.5%	86.9%	85.2%
回答社数	3,196	3,196	1,741	1,741	1,455	1,455	2,528	2,528	647	647
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・女性役員がいる会社は、定時株主総会后においては全体で4.6ポイント増加し18.6%、上場会社では7.3ポイント増加し24.8%となった。コーポレートガバナンス・コードでも言及されている多様性確保の傾向と考えられる。

### ②女性役員の人数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后
0人	2,749	2,602	1,437	1,310	1,312	1,292	2,171	2,035	562	551
	86.0%	81.4%	82.5%	75.2%	90.2%	88.8%	85.9%	80.5%	86.9%	85.2%
1人	341	455	243	343	98	112	272	377	67	76
	10.7%	14.2%	14.0%	19.7%	6.7%	7.7%	10.8%	14.9%	10.4%	11.7%
2人	57	87	39	60	18	27	47	73	8	12
	1.8%	2.7%	2.2%	3.4%	1.2%	1.9%	1.9%	2.9%	1.2%	1.9%
3人	33	36	15	19	18	17	27	32	6	4
	1.0%	1.1%	0.9%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.3%	0.9%	0.6%
4人以上	16	16	7	9	9	7	11	11	4	4
	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.6%	0.6%
回答社数	3,196	3,196	1,741	1,741	1,455	1,455	2,528	2,528	647	647
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・女性役員を複数置く会社は、定時株主総会后は微増して全体で4.3%となっている。

### ③女性役員の属性

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后	総会前	総会后
1. 常勤社内監査役	51	57	22	27	29	30	41	45	9	11
	8.2%	7.0%	5.5%	4.8%	12.8%	12.1%	8.3%	6.7%	7.5%	8.4%
2. 常勤社外監査役	32	33	11	11	21	22	17	16	15	17
	5.1%	4.1%	2.8%	2.0%	9.3%	8.9%	3.4%	2.4%	12.5%	13.0%
3. 非常勤社内監査役	18	29	6	6	12	23	13	23	5	6
	2.9%	3.6%	1.5%	1.1%	5.3%	9.3%	2.6%	3.4%	4.2%	4.6%
4. 非常勤社外監査役	208	229	133	166	75	63	180	204	26	23
	33.3%	28.3%	33.4%	29.5%	33.2%	25.5%	36.5%	30.6%	21.7%	17.6%
5. 社外取締役	144	274	109	229	35	45	122	248	14	18
	23.1%	33.9%	27.4%	40.7%	15.5%	18.2%	24.7%	37.2%	11.7%	13.7%
6. 社内取締役	171	187	117	123	54	64	120	131	51	56
	27.4%	23.1%	29.4%	21.9%	23.9%	25.9%	24.3%	19.6%	42.5%	42.7%
合計人数	624	809	398	562	226	247	493	667	120	131
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・全体では、定時株主総会前においては「4.非常勤社外監査役」の女性比率が最も多く33.3%であったが、定時株主総会后では「5.社外取締役」が最も多く33.9%となり、次に「4.非常勤社外監査役」が28.3%となった。続いて「6.社内取締役」が23.1%であった。
- ・上場会社では、「5.社外取締役」が定時株主総会前後で13.3ポイント増加し4割を超えた。コーポレートガバナンス・コードでも言及されている多様性確保の観点から女性の社外取締役を招聘した会社も多いと考えられる。
- ・他方、社内監査役及び社内取締役の割合は減少しているが、これは女性役員の中での割合であり、両者とも人数は増加している。なお、社内監査役の割合は、全体で10.6%と必ずしも高くはない。

## 問 1-7 独立役員の届出状況

### ①独立役員届出人数（上場会社）

(社数)	全体(上場会社)				大会社				大会社以外			
	2014年		2015年		2014年		2015年		2014年		2015年	
届け出あり	1,613	95.7%	1,776	97.9%	1,502	96.3%	1,636	97.8%	111	88.1%	140	98.6%
1人	553	32.8%	342	18.8%	500	32.1%	296	17.7%	53	42.1%	46	32.4%
2人	436	25.9%	402	22.1%	406	26.0%	362	21.6%	30	23.8%	40	28.2%
3人	306	18.2%	456	25.1%	289	18.5%	425	25.4%	17	13.5%	31	21.8%
4人	190	11.3%	334	18.4%	182	11.7%	316	18.9%	8	6.3%	18	12.7%
5人	79	4.7%	154	8.5%	77	4.9%	151	9.0%	2	1.6%	3	2.1%
6人以上	49	2.9%	88	4.8%	48	3.1%	86	5.1%	1	0.8%	2	1.4%
届け出なし	72	4.3%	39	2.1%	57	3.7%	37	2.2%	15	11.9%	2	1.4%
回答社数	1,685	100.0%	1815	100.0%	1,559	100.0%	1673	100.0%	126	100.0%	142	100.0%

・前回同様ほぼすべての会社(97.9%)で独立役員の届け出がなされている。

・前回同様、1人または2人の独立役員を届け出ている会社は減少しているが、3人以上の独立役員を届け出ている会社の割合は増加している。

### ②独立役員届出人数平均（上場会社）

(平均)	全体(上場会社)		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
社外監査役	1.53	1.68	1.55	1.69	1.33	1.64
社外取締役	0.74	1.23	0.77	1.28	0.36	0.64
届け出人数合計	2.27	2.92	2.31	2.97	1.68	2.27

・平均人数は、社外監査役については大きな変化がないが、社外取締役の人数が増加している(0.74人→1.23人)。社外取締役を設置する会社の増加に伴うものと考えられる(17ページ問1-4①参照)。

### ③独立役員届出状況別社数（上場会社）

上段:社数 下段:比率	全体(上場会社)		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 社外監査役のみ	739	373	668	311	71	62
	45.8%	21.0%	44.5%	19.0%	64.0%	44.3%
2. 社外監査役及び社外取締役	738	1,240	706	1,174	32	66
	45.8%	69.8%	47.0%	71.8%	28.8%	47.1%
3. 社外取締役のみ	136	163	128	151	8	12
	8.4%	9.2%	8.5%	9.2%	7.2%	8.6%
合計	1,613	1,776	1,502	1,636	111	140
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・社外監査役のみを届け出ている会社は全体で 24.8 ポイント減少して 21.0%となり、社外監査役及び社外取締役を届け出ている会社は 24.0 ポイント増加し、69.8%となった。特に大会社においては、社外監査役及び社外取締役を届け出ている会社が前回より 24.8 ポイント増加して 71.8%となり、社外監査役のみを届け出ている会社の比率を大幅に上回った。上記問1-7②と同様、社外取締役を設置する会社の増加に伴うものと考えられる。



## 問 1-8 執行役員数

### ①執行役員制度導入状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
執行役員制度あり	1,865	2,051	1,169	1,272	696	779	1,599	1,744	253	292
	59.7%	60.9%	69.4%	70.1%	48.4%	50.1%	64.5%	65.5%	40.5%	42.9%
取締役兼務者あり	1,180	1,346	757	865	423	481	1,053	1,190	120	149
	37.8%	39.9%	44.9%	47.7%	29.4%	30.9%	42.5%	44.7%	19.2%	21.9%
取締役兼務者なし	685	705	412	407	273	298	546	554	133	143
	21.9%	20.9%	24.5%	22.4%	19.0%	19.2%	22.0%	20.8%	21.3%	21.0%
執行役員制度なし	1,258	1,319	516	543	742	776	879	917	371	389
	40.3%	39.1%	30.6%	29.9%	51.6%	49.9%	35.5%	34.5%	59.5%	57.1%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・執行役員制度を採用している会社は全体で 60.9%と前回から微増し、上場会社では 69.4%→70.1%、非上場会社では 48.4%→50.1%、大会社では 64.5%→65.5%、大会社以外では 40.5%→42.9%となっており、すべての分類で割合がやや増加している。

### ②執行役員数平均

(平均人数)		全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
		2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
執行役員制度 がある会社 (全体)	執行役員総数 平均	10.71	10.90	11.95	12.19	8.61	8.79	11.57	11.76	5.31	6.08
	うち取締役 兼務者のいる 会社	13.4	13.43	14.75	14.67	10.99	11.20	14.09	14.11	7.37	8.15
	うち取締役 兼務数 平均	4.93	4.79	5.32	5.08	4.25	4.27	5.08	4.94	3.59	3.64

・執行役員の平均人数は、10.90人(前回 10.71人)と微増しているものの大きな変化はない。  
・取締役との兼務者の平均人数は、4.79人(前回 4.93人)と微減している。

### 問 1-9-1 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. いる	1,402	1,475	839	879	563	596	1,216	1,294	167	160
	44.9%	43.8%	49.8%	48.4%	39.2%	38.3%	49.1%	48.6%	26.8%	23.5%
2. いない	1,721	1,895	846	936	875	959	1,262	1,367	457	521
	55.1%	56.2%	50.2%	51.6%	60.8%	61.7%	50.9%	51.4%	73.2%	76.5%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役スタッフを設置する会社の割合は全体で43.8%となり、前回(44.9%)に比べ1.1ポイント減少した。監査役スタッフを置いていない会社の増加は懸念されるところである。

### 問 1-9-2 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)数

#### ①スタッフ設置状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
専属スタッフのみの会社	381	426	269	298	112	128	355	398	16	15
	27.2%	28.9%	32.1%	33.9%	19.9%	21.5%	29.2%	30.8%	9.6%	9.4%
専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	74	85	53	64	21	21	71	82	1	2
	5.3%	5.8%	6.3%	7.3%	3.7%	3.5%	5.8%	6.3%	0.6%	1.3%
兼任スタッフのみの会社	947	964	517	517	430	447	790	814	150	143
	67.5%	65.4%	61.6%	58.8%	76.4%	75.0%	65.0%	62.9%	89.8%	89.4%
回答社数 (スタッフ設置あり)	1,402	1,475	839	879	563	596	1,216	1,294	167	160
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回最も多かった、監査役スタッフが「兼任スタッフのみの会社」は全体で2.1ポイント減少し、他方、「専属スタッフのみの会社」は全体で1.7ポイント増加した。

#### ②設置状況別スタッフ数平均

(平均人数)		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
		2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
スタッフ設置あり	専属スタッフ	0.65	0.67	0.79	0.81	0.44	0.46	0.71	0.72	0.14	0.15
	兼務スタッフ	1.20	1.19	1.14	1.11	1.29	1.30	1.17	1.16	1.38	1.49
	スタッフ合計	1.85	1.86	1.93	1.92	1.73	1.77	1.88	1.88	1.52	1.64
専属スタッフのみの会社	スタッフ合計	2.04	2.00	2.12	2.07	1.86	1.85	2.07	2.01	1.31	1.47
専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	専属スタッフ	1.77	1.61	1.74	1.52	1.86	1.90	1.77	1.63	3.00	1.00
	兼務スタッフ	1.64	1.59	1.53	1.47	1.90	1.95	1.58	1.54	3.00	2.00
	スタッフ合計	3.41	3.20	3.26	2.98	3.76	3.86	3.35	3.17	6.00	3.00
兼任スタッフのみの会社	スタッフ合計	1.65	1.68	1.69	1.71	1.59	1.65	1.66	1.69	1.51	1.64

・監査役スタッフの平均人数は、全体で1.86人(前回1.85人)、内訳は専属0.67人(前回0.65人)、兼任1.19人(前回1.20人)と特に大きな変動はない。

### 問 1-9-3 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)の兼務部署

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 総務系	483	438	236	207	247	231	389	361	92	75
	28.8%	25.0%	24.8%	21.2%	34.2%	29.7%	27.4%	24.0%	40.0%	31.5%
2. 法務系	125	139	72	77	53	62	109	120	14	18
	7.5%	7.9%	7.6%	7.9%	7.3%	8.0%	7.7%	8.0%	6.1%	7.6%
3. 経理・財務系	167	167	75	61	92	106	135	130	29	35
	10.0%	9.5%	7.9%	6.2%	12.7%	13.6%	9.5%	8.6%	12.6%	14.7%
4. 経営企画系	92	102	43	42	49	60	83	81	9	21
	5.5%	5.8%	4.5%	4.3%	6.8%	7.7%	5.8%	5.4%	3.9%	8.8%
5. 内部監査部門系	747	825	489	542	258	283	653	739	77	80
	44.6%	47.0%	51.3%	55.4%	35.7%	36.4%	46.0%	49.1%	33.5%	33.6%
6. その他	62	84	38	49	24	35	52	74	9	9
	3.7%	4.8%	4.0%	5.0%	3.3%	4.5%	3.7%	4.9%	3.9%	3.8%
合計人数	1,676	1,755	953	978	723	777	1,421	1,505	230	238
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・兼務スタッフは、内部監査部門系のスタッフが多く、全体のほぼ半数を占めている(44.6%→47.0%)。その他の部署は大きな変動はないが、総務系のスタッフは全ての会社類型において減少し、法務系のスタッフはすべての会社類型において微増している。

### 問 1-9-4 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)に対する人事同意権等の有無

上段:人数 下段:比率	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
	2015年	2015年	2015年	2015年	2015年
1. 専属・兼務に関わらず同意権等がある	888	570	318	804	69
	60.2%	64.8%	53.4%	62.1%	43.1%
2. 専属のみ同意権等がある	140	100	40	128	8
	9.5%	11.4%	6.7%	9.9%	5.0%
3. ない	447	209	238	362	83
	30.3%	23.8%	39.9%	28.0%	51.9%
回答社数	1,475	879	596	1,294	160
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※今回集計分より、監査役スタッフがいる会社のみを対象に集計。

・「1. 専属・兼務に関わらず同意権等がある」会社が 60.2%となり、非上場会社においても 53.4%と過半数となった。監査役スタッフの人事については、監査役の意向も相応に反映されることがうかがえる。

問 1-10 内部監査部門等(監査部、内部監査室など)のスタッフ数

①内部監査部門設置状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
内部監査あり	2,672	2,863	1,595	1,720	1,077	1,143	2,188	2,354	464	485
	85.6%	85.0%	94.7%	94.8%	74.9%	73.5%	88.3%	88.5%	74.4%	71.2%
内部監査専属スタッフのみの会社	1,785	1,943	1,134	1,255	651	688	1,511	1,650	261	275
	57.2%	57.7%	67.3%	69.1%	45.3%	44.2%	61.0%	62.0%	41.8%	40.4%
内部監査専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	454	444	282	268	172	176	401	396	50	48
	14.5%	13.2%	16.7%	14.8%	12.0%	11.3%	16.2%	14.9%	8.0%	7.0%
内部監査兼任スタッフのみの会社	433	476	179	197	254	279	276	308	153	162
	13.9%	14.1%	10.6%	10.9%	17.7%	17.9%	11.1%	11.6%	24.5%	23.8%
内部監査なし	451	507	90	95	361	412	290	307	160	196
	14.4%	15.0%	5.3%	5.2%	25.1%	26.5%	11.7%	11.5%	25.6%	28.8%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・大半の会社では内部監査部門を設置しており、比率は微減しているものの、大きな変化はない(全体では85.6%→85.0%)。

②内部監査部門設置状況別スタッフ数平均

(平均)		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
スタッフ設置状況	スタッフ種類	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
内部監査あり	専属スタッフ数	4.64	4.71	5.22	5.16	3.78	4.04	5.26	5.38	1.41	1.36
	兼務スタッフ数	0.82	0.82	0.72	0.73	0.97	0.95	0.80	0.82	0.88	0.85
	スタッフ数合計	5.46	5.53	5.94	5.89	4.75	4.99	6.07	6.20	2.29	2.21
内部監査専属スタッフのみの会社	スタッフ数	5.69	5.94	6.09	5.95	4.99	5.93	6.28	6.54	2.16	2.14
内部監査専属スタッフと兼任スタッフがいる会社	専属スタッフ数	4.95	4.37	5.06	5.23	4.77	3.06	5.06	4.72	1.80	1.46
	兼務スタッフ数	2.60	2.75	2.55	2.87	2.67	2.55	2.68	2.83	1.74	2.04
	スタッフ数合計	7.54	7.12	7.61	8.10	7.44	5.61	7.74	7.56	3.54	3.50
内部監査兼任スタッフのみの会社	スタッフ数	2.34	2.36	2.38	2.49	2.31	2.28	2.48	2.60	2.10	1.94

・内部監査部門スタッフの平均人数は、「内部監査専属スタッフと兼任スタッフがいる会社」で微減しているが、全体としては微増となっている(5.46人→5.53人)。

### 問 1-11 指名委員会・報酬委員会に相当する機関の設置状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 指名委員会、報酬委員会に相当するものがそれぞれ設置されている	79	91	61	81	18	10	72	87	1	0
	2.5%	2.7%	3.6%	4.5%	1.3%	0.6%	2.9%	3.3%	0.2%	0.0%
2. 指名委員会、報酬委員会に相当する機能を併せ持つものが設置されている	53	88	40	65	13	23	51	79	1	4
	1.7%	2.6%	2.4%	3.6%	0.9%	1.5%	2.1%	3.0%	0.2%	0.6%
3. 指名委員会に相当するもののみが設置されている	11	8	6	7	5	1	10	8	0	0
	0.4%	0.2%	0.4%	0.4%	0.3%	0.1%	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%
4. 報酬委員会に相当するもののみが設置されている	98	114	80	98	18	16	93	111	4	2
	3.1%	3.4%	4.7%	5.4%	1.3%	1.0%	3.8%	4.2%	0.6%	0.3%
5. 設置されていない	2,882	3,069	1,498	1,564	1,384	1,505	2,252	2,376	618	675
	92.3%	91.1%	88.9%	86.2%	96.2%	96.8%	90.9%	89.3%	99.0%	99.1%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・何らかの機関等を設置している会社は、全体では 1.2 ポイント増加して 8.9%となっており、上場会社では 2.7 ポイント増加して 13.8%となっているが、大半の会社はこれらの委員会に相当する機関を設置しておらず、指名委員会等設置会社の長所を取り入れるハイブリッド型の制度を取り入れている会社はまだ少数にとどまっている。
- ・上場会社においては、報酬委員会相当の機関を設置している会社の比率が 2.8 ポイント増加して 13.5%となっており、指名委員会相当の機関を設置している会社の割合も 2.1 ポイント増加して 8.5%となっている。

### 問 1-12 監査役の新英文呼称の採用状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1.採用している	1,218	1,388	777	896	441	492	1,063	1,207	149	175
	39.0%	41.2%	46.1%	49.4%	30.7%	31.6%	42.9%	45.4%	23.9%	25.7%
2.採用していない	1,905	1,982	908	919	997	1,063	1,415	1,454	475	506
	61.0%	58.8%	53.9%	50.6%	69.3%	68.4%	57.1%	54.6%	76.1%	74.3%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・監査役の新英文推奨呼称の公表から約3年経過し、採用している会社は全体で 2.2 ポイント増加し 41.2%となった。より英文呼称の必要性が高いと思われる上場会社では 3.3 ポイント増加し 49.4%、大会社では 2.5 ポイント増加し 45.4%となり、全体と比較してかなり割合が高くなっている。

## Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

### 問 2-1 監査役選任議案の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. あった	1,530	2,085	824	1,227	706	858	1,239	1,762	281	307
	49.0%	61.9%	48.9%	67.6%	49.1%	55.2%	50.0%	66.2%	45.0%	45.1%
2. なかった	1,593	1,285	861	588	732	697	1,239	899	343	374
	51.0%	38.1%	51.1%	32.4%	50.9%	44.8%	50.0%	33.8%	55.0%	54.9%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 問 2-2 監査役選任議案の決定プロセス

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 社内監査役候補者について、監査役(会)が提案した	64	87	28	52	36	35	47	69	14	15
	4.2%	4.2%	3.4%	4.2%	5.1%	4.1%	3.8%	3.9%	5.0%	4.9%
2. 社外監査役候補者について、監査役(会)が提案した	114	148	62	99	52	49	87	117	25	27
	7.5%	7.1%	7.5%	8.1%	7.4%	5.7%	7.0%	6.6%	8.9%	8.8%
3. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した	70	101	43	63	27	38	49	81	20	19
	4.6%	4.8%	5.2%	5.1%	3.8%	4.4%	4.0%	4.6%	7.1%	6.2%
4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した	1,292	1,806	732	1,088	560	718	1,069	1,557	218	238
	84.4%	86.6%	88.8%	88.7%	79.3%	83.7%	86.3%	88.4%	77.6%	77.5%
5. 当該議案が株主提案であったため該当せず	59	55	0	1	59	54	39	29	19	26
	3.9%	2.6%	0.0%	0.1%	8.4%	6.3%	3.1%	1.6%	6.8%	8.5%
回答社数(選任議案あり)	1,530	2,085	824	1,227	706	858	1,239	1,762	281	307

\*比率は選任議案があったとした回答社数で割ったもの

- ・「4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した」が全体で 86.6%と依然大半を占めている。
- ・監査役(会)が監査役候補者の選定に積極的に関わる選択肢1～3は合わせて 16.1%と前回から 0.2 ポイント減少している。

### 問 2-3 監査役選任議案への同意の理由

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 会計・財務に関する知見を有するから	575	946	340	615	235	331	464	814	109	129
	37.6%	45.4%	41.3%	50.1%	33.3%	38.6%	37.4%	46.2%	38.8%	42.0%
2. 法務部門出身者だから	84	104	50	67	34	37	66	88	16	15
	5.5%	5.0%	6.1%	5.5%	4.8%	4.3%	5.3%	5.0%	5.7%	4.9%
3. 会社の状況に通じているから	768	1,196	453	731	315	465	634	1,040	125	145
	50.2%	57.4%	55.0%	59.6%	44.6%	54.2%	51.2%	59.0%	44.5%	47.2%
4. 営業・研究等、会社の一定の事業分野に通じているから	381	558	244	363	137	195	324	489	56	65
	24.9%	26.8%	29.6%	29.6%	19.4%	22.7%	26.2%	27.8%	19.9%	21.2%
5. 弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから	312	635	257	517	55	118	271	567	39	63
	20.4%	30.5%	31.2%	42.1%	7.8%	13.8%	21.9%	32.2%	13.9%	20.5%
6. 証券取引所から導入を要請されている「独立役員」に該当するから	133	306	125	284	8	22	123	285	10	21
	8.7%	14.7%	15.2%	23.1%	1.1%	2.6%	9.9%	16.2%	3.6%	6.8%
7. 親会社や大株主の役職員だから	413	490	111	128	302	362	333	406	78	82
	27.0%	23.5%	13.5%	10.4%	42.8%	42.2%	26.9%	23.0%	27.8%	26.7%
8. 取引先の役職員だから	82	115	59	67	23	48	72	103	10	7
	5.4%	5.5%	7.2%	5.5%	3.3%	5.6%	5.8%	5.8%	3.6%	2.3%
9. 当該議案が株主提案であったため該当せず	57	48	3	1	54	47	42	25	14	23
	3.7%	2.3%	0.4%	0.1%	7.6%	5.5%	3.4%	1.4%	5.0%	7.5%
回答社数(選任議案あり)	1,530	2,085	824	1,227	706	858	1,239	1,762	281	307

\*比率は問 2-1 で選任議案があったとした回答社数で割ったもの

- ・最も多いのは、前回同様「3.会社の状況に通じているから」で、全体で 7.2 ポイント増加し、57.4%となっている。
- ・次に多いのは「1.会計・財務に関する知見を有するから」で、全体で 45.4%と 7.8 ポイント増加している。
- ・一方で、「7.親会社や大株主の役職員だから」は、全体で 3.5 ポイント減少し 23.5%、上場会社では 3.1 ポイント減少し 10.4%、大会社では 3.9 ポイント減少し 23.0%となっている。他方、「5. 弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから」は上場会社で 10.9 ポイント増加し 42.1%、大会社では 10.3 ポイント増加し 32.2%となった。会社法の改正により親会社の役職員が社外要件を満たさなくなることが影響しているものと考えられる。
- ・「証券取引所から導入を要請されている「独立役員」に該当するから」が 6.0 ポイント増加し、14.7%となっている。コーポレートガバナンス・コードの制定が影響しているものと考えられる。

### 問 3-1 退任監査役等の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. なかった	1,809	1,809	1,041	969	768	840	1,379	1,325	415	469
	57.9%	53.7%	61.8%	53.4%	53.4%	54.0%	55.6%	49.8%	66.5%	68.9%
2. 任期满了での 退任があった	481	847	292	572	189	275	398	763	79	78
	15.4%	25.1%	17.3%	31.5%	13.1%	17.7%	16.1%	28.7%	12.7%	11.5%
3. 解任があった	13	10	4	5	9	5	11	6	2	4
	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.6%	0.3%	0.4%	0.2%	0.3%	0.6%
4. 監査役の逝去 があった	30	15	19	9	11	6	28	8	2	6
	1.0%	0.4%	1.1%	0.5%	0.8%	0.4%	1.1%	0.3%	0.3%	0.9%
5. 任期中での 辞任があった	832	784	358	319	474	465	701	651	129	126
	26.6%	23.3%	21.2%	17.6%	33.0%	29.9%	28.3%	24.5%	20.7%	18.5%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681

・「5.任期中での辞任があった」が、すべての会社類型で減少しているが、非上場会社では 29.9%と依然として他の会社類型に比べて割合が大きい。



### 問 3-2 監査役の辞任の理由

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 役職定年等、社内規定によるもの	189	151	59	39	130	112	158	124	30	27
	22.7%	19.3%	16.5%	12.2%	27.4%	24.1%	22.5%	19.0%	23.3%	21.4%
2. 執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの	196	239	63	77	133	162	170	194	26	42
	23.6%	30.5%	17.6%	24.1%	28.1%	34.8%	24.3%	29.8%	20.2%	33.3%
3. 合併等、会社の機関設計の変更に伴うもの	33	42	6	11	27	31	27	32	6	10
	4.0%	5.4%	1.7%	3.4%	5.7%	6.7%	3.9%	4.9%	4.7%	7.9%
4. 辞任監査役自身の健康上の理由によるもの	40	43	25	35	15	8	37	38	3	5
	4.8%	5.5%	7.0%	11.0%	3.2%	1.7%	5.3%	5.8%	2.3%	4.0%
5. その他一身上の都合によるもの	412	349	218	176	194	173	342	300	69	45
	49.5%	44.5%	60.9%	55.2%	40.9%	37.2%	48.8%	46.1%	53.5%	35.7%
回答社数 (辞任ありとした会社数)	832	784	358	319	474	465	701	651	129	126

比率は問 3-1 で任期途中で辞任あり(選択肢 5)とした回答社数に対する比率

- ・辞任の理由は、「5.その他一身上の都合によるもの」が減少しており、全体で5.0ポイント減少し44.5%となった。なお、一身上の都合を、自発的な辞任と捉えてよいかは必ずしも明確でない。
- ・また、「2.執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」が全体で約7ポイント増加して30.5%となり、どの会社形態においても増加している。

### 問 3-3 辞任の理由の開示

上段:社数 下段:比率	全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 辞任の理由を事業報告に記載した	74	71	31	38	43	33	63	62	11	7
	8.9%	9.1%	8.7%	11.9%	9.1%	7.1%	9.0%	9.5%	8.5%	5.6%
2. 辞任の理由を株主総会で述べた	133	127	35	38	98	89	107	98	26	27
	16.0%	16.2%	9.8%	11.9%	20.7%	19.1%	15.3%	15.1%	20.2%	21.4%
3. 事業報告に記載し、株主総会で述べた	42	37	19	18	23	19	40	30	2	7
	5.0%	4.7%	5.3%	5.6%	4.9%	4.1%	5.7%	4.6%	1.6%	5.6%
4. 事業報告記載も株主総会陳述も行わなかった	583	549	273	225	310	324	491	461	90	85
	70.1%	70.0%	76.3%	70.5%	65.4%	69.7%	70.0%	70.8%	69.8%	67.5%
回答社数	832	784	358	319	474	465	701	651	129	126

・「4.事業報告記載も株主総会陳述も行わなかった」が全体で 7 割となり、辞任の理由が開示されている会社は依然として少ない。

#### 問 4-1 事業報告作成時の執行部門との協議

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で十分な協議を行った	291	440	146	253	145	187	239	368	50	66
	9.3%	13.1%	8.7%	13.9%	10.1%	12.0%	9.6%	13.8%	8.0%	9.7%
2. 事業報告の内容がほぼ確定した段階で、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場を設けた	2,041	2,192	1,123	1,179	918	1,013	1,639	1,750	386	425
	65.4%	65.0%	66.6%	65.0%	63.8%	65.1%	66.1%	65.8%	61.9%	62.4%
3. 事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で協議や意見交換の場は設けなかった	672	632	364	334	308	298	515	474	155	155
	21.5%	18.8%	21.6%	18.4%	21.4%	19.2%	20.8%	17.8%	24.8%	22.8%
4. その他	119	106	52	49	67	57	85	69	33	35
	3.8%	3.1%	3.1%	2.7%	4.7%	3.7%	3.4%	2.6%	5.3%	5.1%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1.事業報告の作成前に、監査役と執行部門との間で十分な協議を行った」が3.8ポイント増加し全体で13.1%となり、選択肢2と合わせると全体で78.1%に上り、監査役が事業報告の作成に何らかの関与をした会社が大半であることは前回同様である。

問4-2「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容(公開会社のみ)

①「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の記載の有無 (公開会社のみ)

上段:社数 下段:比率	全体(公開会社)		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
記載あり	1,375	1,680	1,306	1,608	69	72	1,270	1,536	105	144
	75.4%	86.2%	77.9%	89.1%	46.9%	50.3%	75.8%	86.4%	71.4%	84.7%
記載なし	448	268	370	197	78	71	406	242	42	26
	24.6%	13.8%	22.1%	10.9%	53.1%	49.7%	24.2%	13.6%	28.6%	15.3%
回答社数	1,823	1,948	1,676	1,805	147	143	1,676	1,778	147	170
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役の財務及び会計に関する知見を開示している会社は全体で 10.8 ポイント増加し、86.2%となった。大半の会社で財務及び会計に関する知見を有している監査役を選任していることがうかがえる。特に上場会社では、9 割弱の会社が開示しており、財務及び会計に関する知見を有する監査役を選任する実務が定着している。

②財務及び会計の知見ありとして記載された監査役の数 (公開会社のみ)

上段:社数 下段:比率	全体(公開会社)		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
0名	448	268	370	197	78	71	406	242	42	26
	24.6%	13.8%	22.1%	10.9%	53.1%	49.7%	24.2%	13.6%	28.6%	15.3%
1名	363	430	349	415	14	15	338	397	25	33
	19.9%	22.1%	20.8%	23.0%	9.5%	10.5%	20.2%	22.3%	17.0%	19.4%
2名	334	419	317	397	17	22	311	384	23	35
	18.3%	21.5%	18.9%	22.0%	11.6%	15.4%	18.6%	21.6%	15.6%	20.6%
3名以上	678	831	640	796	38	35	621	755	57	76
	37.2%	42.7%	38.2%	44.1%	25.9%	24.5%	37.1%	42.5%	38.8%	44.7%
回答社数	1,823	1,948	1,676	1,805	147	143	1,676	1,778	147	170

・公開会社全体として知見者がいる会社が増加しており、3名以上いる会社は5.5ポイント増加し42.7%、2名いる会社は3.2ポイント増加し21.5%、1名いる会社は2.2ポイント増加し22.1%となっている。

### ③財務及び会計の知見ありとして記載された監査役の属性（公開会社のみ）

上段:人数 下段:比率	全体(公開会社)		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 常勤社内監査役	749	778	706	743	43	35	718	739	31	39
	22.2%	28.6%	22.1%	28.5%	24.4%	29.4%	23.0%	29.7%	12.5%	16.6%
2. 常勤社外監査役	415	387	390	370	25	17	367	334	48	53
	12.3%	14.2%	12.2%	14.2%	14.2%	14.3%	11.8%	13.4%	19.4%	22.6%
3. 非常勤社内監査役	109	99	100	93	9	6	97	91	12	8
	3.2%	3.6%	3.1%	3.6%	5.1%	5.0%	3.1%	3.7%	4.8%	3.4%
4. 非常勤社外監査役	2,098	1,460	1,999	1,399	99	61	1,941	1,325	157	135
	62.2%	53.6%	62.6%	53.7%	56.3%	51.3%	62.2%	53.2%	63.3%	57.4%
回答数(人)	3,371	2,724	3,195	2,605	176	119	3,123	2,489	248	235

・財務及び会計に関する知見者の属性は、「4. 非常勤社外監査役」が最も多いが、割合は減少している(62.2%→53.6%)。他方、「1. 常勤社内監査役」はすべての会社区分で増加している。

### ④財務及び会計の知見を有する理由と監査役の属性（公開会社のみ）

上段:人数 下段:比率	全体(公開会社)									
	常勤社内		常勤社外		非常勤社内		非常勤社外		合計	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. CFO等、財務部門役員	144	183	43	49	13	13	96	139	296	384
	19.2%	19.3%	10.4%	10.8%	11.9%	11.1%	4.6%	5.2%	8.8%	9.2%
2. 経理・財務部門経験	273	340	76	84	16	26	160	183	525	633
	36.4%	35.8%	18.3%	18.6%	14.7%	22.2%	7.6%	6.9%	15.6%	15.1%
3. 公認会計士・税理士等	12	15	64	43	21	21	701	980	798	1,059
	1.6%	1.6%	15.4%	9.5%	19.3%	17.9%	33.4%	36.8%	23.7%	25.3%
4. 金融機関経験	99	139	138	174	15	19	283	331	535	663
	13.2%	14.6%	33.3%	38.5%	13.8%	16.2%	13.5%	12.4%	15.9%	15.9%
5. 弁護士	1	2	17	15	19	10	466	591	503	618
	0.1%	0.2%	4.1%	3.3%	17.4%	8.5%	22.2%	22.2%	14.9%	14.8%
6. 他社の監査役経験	13	21	30	45	1	10	154	211	198	287
	1.7%	2.2%	7.2%	10.0%	0.9%	8.5%	7.3%	7.9%	5.9%	6.9%
7. 会計、監査論等研究者	3	3	2	0	2	1	26	35	33	39
	0.4%	0.3%	0.5%	0.0%	1.8%	0.9%	1.2%	1.3%	1.0%	0.9%
8. その他	204	247	45	42	22	17	212	190	483	496
	27.2%	26.0%	10.8%	9.3%	20.2%	14.5%	10.1%	7.1%	14.3%	11.9%
合計人数	749	950	415	452	109	117	2,098	2,660	3,371	4,179
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・知見者の経歴として、合計では「3. 公認会計士や税理士等」が25.3%と最も多かった。次に「4. 金融機関経験」が15.9%、「2. 経理・財務部門経験」が15.1%、「5. 弁護士」が14.8%と続いた。

・常勤社内の場合には社内の経理・財務部門経験者が中心で、常勤社外の場合は金融機関出身者が中心となっていることは前回と変わっていない。ただし、常勤社外について、「4. 金融機関経験」が5.2ポイ

ント増加し、代わりに「3. 公認会計士・税理士等」が 5.9 ポイント減少した。  
 ・非常勤社外については、いわゆる会計に関連した資格者と弁護士が中心となっているが、金融機関出身者も一定数含まれている。

#### 問 5-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 見直しの決議(内部統制システムを変更しない旨の決議を含む)を行った	620	1,926	370	1,215	250	711	545	1,744	68	174
	19.9%	57.2%	22.0%	66.9%	17.4%	45.7%	22.0%	65.5%	10.9%	25.6%
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った	1,580	827	947	437	633	390	1,341	621	227	193
	50.6%	24.5%	56.2%	24.1%	44.0%	25.1%	54.1%	23.3%	36.4%	28.3%
3. 見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討も行っていない	600	287	314	118	286	169	486	208	114	79
	19.2%	8.5%	18.6%	6.5%	19.9%	10.9%	19.6%	7.8%	18.3%	11.6%
4. 内部統制システムの構築に係る取締役会決議をしていない	323	330	54	45	269	285	106	88	215	235
	10.3%	9.8%	3.2%	2.5%	18.7%	18.3%	4.3%	3.3%	34.5%	34.5%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681

・「1. 見直しの決議を行った」が 37.3 ポイント増加し、57.2%となった。これは、平成 27 年 5 月に施行された改正会社法への対応によるものと考えられる。

問 5-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法362条4項6号)	217	801	121	532	96	269	186	726	26	73
	35.0%	41.6%	32.7%	43.8%	38.4%	37.8%	34.1%	41.6%	38.2%	42.0%
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)	127	533	73	348	54	185	111	482	15	49
	20.5%	27.7%	19.7%	28.6%	21.6%	26.0%	20.4%	27.6%	22.1%	28.2%
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則100条1項2号)	199	711	111	481	88	230	174	647	22	60
	32.1%	36.9%	30.0%	39.6%	35.2%	32.3%	31.9%	37.1%	32.4%	34.5%
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条1項3号)	163	691	102	460	61	231	145	637	17	52
	26.3%	35.9%	27.6%	37.9%	24.4%	32.5%	26.6%	36.5%	25.0%	29.9%
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則100条1項4号)	135	597	72	391	63	206	119	543	14	51
	21.8%	31.0%	19.5%	32.2%	25.2%	29.0%	21.8%	31.1%	20.6%	29.3%
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則100条1項5号)	205	1,355	126	921	79	434	185	1,263	18	88
	33.1%	70.4%	34.1%	75.8%	31.6%	61.0%	33.9%	72.4%	26.5%	50.6%
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則100条3項1号)	106	905	56	592	50	313	89	830	17	72
	17.1%	47.0%	15.1%	48.7%	20.0%	44.0%	16.3%	47.6%	25.0%	41.4%
8. 上記7の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則100条3項2号)	71	809	41	530	30	279	60	749	11	58
	11.5%	42.0%	11.1%	43.6%	12.0%	39.2%	11.0%	42.9%	16.2%	33.3%
9. 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則100条3項3号)	0	1,103	0	749	0	354	0	1,037	0	63
	0.0%	57.3%	0.0%	61.6%	0.0%	49.8%	0.0%	59.5%	0.0%	36.2%
10. 当該株式会社並びにその子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則100条3項4号)	108	1,383	58	926	50	457	93	1,298	14	83
	17.4%	71.8%	15.7%	76.2%	20.0%	64.3%	17.1%	74.4%	20.6%	47.7%

11. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則100条3項5号)	0	1,474	0	971	0	503	0	1,365	0	105
	0.0%	76.5%	0.0%	79.9%	0.0%	70.7%	0.0%	78.3%	0.0%	60.3%
12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則100条3項6号)	0	1,435	0	950	0	485	0	1,334	0	99
	0.0%	74.5%	0.0%	78.2%	0.0%	68.2%	0.0%	76.5%	0.0%	56.9%
13. 上記7～12のほか、監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条3項7号)	107	768	57	486	50	282	91	701	15	65
	17.3%	39.9%	15.4%	40.0%	20.0%	39.7%	16.7%	40.2%	22.1%	37.4%
14. 財務報告の適正性を確保するための体制	75	207	47	153	28	54	61	180	12	23
	12.1%	10.7%	12.7%	12.6%	11.2%	7.6%	11.2%	10.3%	17.6%	13.2%
15. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	127	268	66	180	61	88	104	237	19	29
	20.5%	13.9%	17.8%	14.8%	24.4%	12.4%	19.1%	13.6%	27.9%	16.7%
16. 企業理念・企業統治に関する考え方	69	140	36	91	33	49	59	124	10	15
	11.1%	7.3%	9.7%	7.5%	13.2%	6.9%	10.8%	7.1%	14.7%	8.6%
17. その他	168	120	109	71	59	49	148	99	18	19
	27.1%	6.2%	29.5%	5.8%	23.6%	6.9%	27.2%	5.7%	26.5%	10.9%
回答社数	620	1,926	370	1,215	250	711	545	1,744	68	174

- ・全体としてほぼ全ての項目において、見直した会社の割合が増加した。
- ・特に、会社法改正により追加された項目を見直した会社が7割を超え、全体で最も多かったのが「11. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」で76.5%、2番目は「12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」で74.5%、3番目は「10. 当該株式会社並びにその子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制」が前回から54.4ポイント増加し71.8%、4番目は改正前から重視されていた「6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」が37.3ポイント増加して70.4%となった。
- ・また、全体で4割以上にのぼった項目として、「9. 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」が57.3%、「7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」が前回から約30ポイント増加して42.0%、「8. 上記7の使用人の取締役からの独立性に関する事項」も約30ポイント増加して42.0%、「1. 取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」が6.6ポイント増の41.6%となった。



問 5-3 内部統制システムに係る取締役会決議見直しの契機

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 監査役の要請に基づいて見直した	100	166	60	92	40	74	92	145	8	21
	16.1%	8.6%	16.2%	7.6%	16.0%	10.4%	16.9%	8.3%	11.8%	12.1%
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	291	800	185	542	106	258	262	738	26	58
	46.9%	41.5%	50.0%	44.6%	42.4%	36.3%	48.1%	42.3%	38.2%	33.3%
3. 監査役と執行部門との協議に基づいて見直した	156	852	90	540	66	312	137	771	17	77
	25.2%	44.2%	24.3%	44.4%	26.4%	43.9%	25.1%	44.2%	25.0%	44.3%
4. その他	73	108	35	41	38	67	54	90	17	18
	11.8%	5.6%	9.5%	3.4%	15.2%	9.4%	9.9%	5.2%	25.0%	10.3%
回答社数	620	1,926	370	1,215	250	711	545	1,744	68	174
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「3. 監査役と執行部門との協議に基づいて見直した」が19ポイント増加し、44.2%と最も多い。会社法の改正に伴い、監査役と直接関係する決議事項(問5-2 選択肢7~13 参照)の見直しが多くあるためと考えられる。

問 5-4 事業報告における内部統制システム構築・運用状況の開示

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 十分に記載されている	916	897	540	539	376	358	796	774	115	118
	29.3%	29.5%	32.0%	30.5%	26.1%	28.2%	32.1%	30.1%	18.4%	26.5%
2. ある程度記載されている	1,054	1,068	610	612	444	456	878	888	166	170
	33.7%	35.1%	36.2%	34.6%	30.9%	35.9%	35.4%	34.5%	26.6%	38.1%
3. 記載されていない	1,153	1,075	535	619	618	456	804	911	343	158
	36.9%	35.4%	31.8%	35.0%	43.0%	35.9%	32.4%	35.4%	55.0%	35.4%
回答社数	3,123	3,040	1,685	1,770	1,438	1,270	2,478	2,573	624	446
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・内部統制システムの構築・運用状況の記載については、全体で「2. ある程度記載されている」が1.4ポイント増加して35.1%となり、「1. 十分に記載されている」が0.2ポイント増加し29.5%となっている。  
 ・会社法改正の結果、内部統制システムの運用状況の開示が義務付けられる影響は注視する必要がある。

問 5-5 事業報告における内部統制システムの新方針の記載（2015年新設）

上段:社数 下段:比率	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. あった	1,413	925	488	1,255	153
	46.5%	52.3%	38.4%	48.8%	34.3%
2. なかった	1,627	845	782	1,318	293
	53.5%	47.7%	61.6%	51.2%	65.7%
回答社数	3,040	1,770	1,270	2,573	446
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・改正会社法に対応した新しい内部統制システムの基本方針を事業報告に記載した会社は、全体では46.5%、上場会社では52.3%と半数程度であった。

問 6-1 監査役会での監査報告に関する審議回数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1回	1,265	1,141	806	827	459	314	1,145	1,035	118	103
	51.7%	47.7%	48.1%	46.0%	59.5%	52.9%	51.3%	47.9%	57.8%	47.5%
2回	870	921	637	710	233	211	807	827	58	87
	35.5%	38.5%	38.0%	39.5%	30.2%	35.5%	36.1%	38.3%	28.4%	40.1%
3回	214	228	169	184	45	44	194	211	18	15
	8.7%	9.5%	10.1%	10.2%	5.8%	7.4%	8.7%	9.8%	8.8%	6.9%
4回	31	29	23	21	8	8	30	22	0	6
	1.3%	1.2%	1.4%	1.2%	1.0%	1.3%	1.3%	1.0%	0.0%	2.8%
5-10回	36	34	18	20	18	14	31	32	5	2
	1.5%	1.4%	1.1%	1.1%	2.3%	2.4%	1.4%	1.5%	2.5%	0.9%
11回以上	32	39	24	36	8	3	27	35	5	4
	1.3%	1.6%	1.4%	2.0%	1.0%	0.5%	1.2%	1.6%	2.5%	1.8%
回答社数	2,448	2,392	1,677	1,798	771	594	2,234	2,162	204	217
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・審議回数1回の会社が4ポイント減少し半数を下回り(51.7%→47.7%)、複数回の審議を経て監査報告を作成する会社が過半数となった。ただし、8割を超える会社が2回までの審議であることは前回同様である。

問 6-2 監査役会監査報告作成に至るまでの監査役間の調整

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 常勤監査役のみ で調整を行った	507	468	370	363	137	105	474	429	31	37
	20.7%	19.5%	22.1%	20.2%	17.8%	17.6%	21.2%	19.8%	15.2%	16.9%
2. 社外監査役を含 め、すべての監査 役で調整を行った	1,595	1,599	1,099	1,204	496	395	1,448	1,436	138	152
	65.2%	66.7%	65.5%	66.9%	64.3%	66.1%	64.8%	66.3%	67.6%	69.4%
3. 事前の調整は行 っていない	362	297	221	209	141	88	329	272	33	25
	14.8%	12.4%	13.2%	11.6%	18.3%	14.7%	14.7%	12.6%	16.2%	11.4%
4. その他	23	34	11	24	12	10	21	29	2	5
	0.9%	1.4%	0.7%	1.3%	1.6%	1.7%	0.9%	1.3%	1.0%	2.3%
回答社数	2,448	2,398	1,677	1,800	771	598	2,234	2,166	204	219

・「2.社外監査役を含め、すべての監査役で調整を行った」が1.5ポイント増加し66.7%となっている。また、「3.事前の調整は行っていない」が2.4ポイント減少し12.4%となっている。

問 6-3 監査役の個別意見付記の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. あった	104	105	57	65	47	40	90	93	14	10
	4.2%	4.4%	3.4%	3.6%	6.1%	6.7%	4.0%	4.3%	6.9%	4.6%
2. なかった	2,344	2,293	1,620	1,735	724	558	2,144	2,073	190	209
	95.8%	95.6%	96.6%	96.4%	93.9%	93.3%	96.0%	95.7%	93.1%	95.4%
回答社数	2,448	2,398	1,677	1,800	771	598	2,234	2,166	204	219
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・個別意見の付記があった会社は4.4%となっており、依然としてごく少数である。

問 7-1 決算短信作成の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 決算短信 作成会社である	1,730	1,857	1,679	1,806	51	51	1,593	1,692	137	165
	55.4%	55.1%	99.6%	99.5%	3.5%	3.3%	64.3%	63.6%	22.0%	24.2%
2. 決算短信作成 会社ではない	1,393	1,513	6	9	1,387	1,504	885	969	487	516
	44.6%	44.9%	0.4%	0.5%	96.5%	96.7%	35.7%	36.4%	78.0%	75.8%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 問 7-2 決算短信の取締役会付議状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 決議事項として付議されている	1,463	1,564	1,425	1,528	38	36	1,346	1,423	117	141
	84.6%	84.2%	84.9%	84.6%	74.5%	70.6%	84.5%	84.1%	85.4%	85.5%
2. 報告事項として付議されている	187	220	181	215	6	5	175	207	12	13
	10.8%	11.8%	10.8%	11.9%	11.8%	9.8%	11.0%	12.2%	8.8%	7.9%
3. 付議されていない	80	73	73	63	7	10	72	62	8	11
	4.6%	3.9%	4.3%	3.5%	13.7%	19.6%	4.5%	3.7%	5.8%	6.7%
回答社数	1,730	1,857	1,679	1,806	51	51	1,593	1,692	137	165
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回から大きな変動はないが、全体では「1.決議事項として付議されている」と「2.報告事項として付議されている」の合計が96.0%となっており、ほとんどの会社で何らかの形で取締役会に付議されている。

### 問 7-3 監査役の決算短信の監査

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 監査している	1,241	1,330	1,212	1,296	29	34	1,133	1,208	108	122
	71.7%	71.6%	72.2%	71.8%	56.9%	66.7%	71.1%	71.4%	78.8%	73.9%
2. 監査していない	489	527	467	510	22	17	460	484	29	43
	28.3%	28.4%	27.8%	28.2%	43.1%	33.3%	28.9%	28.6%	21.2%	26.1%
回答社数	1,730	1,857	1,679	1,806	51	51	1,593	1,692	137	165
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・決算短信を作成している会社で決算短信について監査をしている会社の比率は71.6%とほぼ前回と同じ水準である。

#### 問 7-4 決算短信の監査の内容

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 決算短信作成の 業務プロセスを監査 した	403	467	393	456	10	11	362	418	41	49
	32.5%	35.1%	32.4%	35.2%	34.5%	32.4%	32.0%	34.6%	38.0%	40.2%
2. 決算短信に関する 取締役会決議などの 承認プロセスを監査 した	922	971	903	951	19	20	842	890	80	81
	74.3%	73.0%	74.5%	73.4%	65.5%	58.8%	74.3%	73.7%	74.1%	66.4%
3. 決算短信のうち財 務情報を監査した	744	813	731	792	13	21	677	740	67	73
	60.0%	61.1%	60.3%	61.1%	44.8%	61.8%	59.8%	61.3%	62.0%	59.8%
4. 決算短信のうち非 財務情報を監査した	773	801	762	791	11	10	705	736	68	65
	62.3%	60.2%	62.9%	61.0%	37.9%	29.4%	62.2%	60.9%	63.0%	53.3%
回答社数	1,241	1,330	1,212	1,296	29	34	1,133	1,208	108	122

比率は問 7-3 の肢 1(決算短信を監査している)回答社数に占める割合

・「2.決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が 73.0%と最も多い状況に変わりはなく、その他についても大きな変動はない。

#### 問 8-1 有価証券報告書の作成の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
有報作成会社 である	1,791	1,922	1,678	1,807	113	115	1,645	1,759	146	163
	57.3%	57.0%	99.6%	99.6%	7.9%	7.4%	66.4%	66.1%	23.4%	23.9%
有報作成会社 ではない	1,332	1,448	7	8	1,325	1,440	833	902	478	518
	42.7%	43.0%	0.4%	0.4%	92.1%	92.6%	33.6%	33.9%	76.6%	76.1%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 問 8-2 有価証券報告書の取締役会付議状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 決議事項として 付議されている	951	1,022	897	979	54	43	852	913	99	109
	53.1%	53.2%	53.5%	54.2%	47.8%	37.4%	51.8%	51.9%	67.8%	66.9%
2. 報告事項として 付議されている	355	381	334	353	21	28	327	346	28	35
	19.8%	19.8%	19.9%	19.5%	18.6%	24.3%	19.9%	19.7%	19.2%	21.5%
3. 付議されてい ない	485	519	447	475	38	44	466	500	19	19
	27.1%	27.0%	26.6%	26.3%	33.6%	38.3%	28.3%	28.4%	13.0%	11.7%
回答社数	1,791	1,922	1,678	1,807	113	115	1,645	1,759	146	163
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1.決議事項として付議されている」と「2.報告事項として付議されている」の両方を合わせると73.0%となり、決算短信の比率には及ばないが(問 7-2 参照)、何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占めている状況は前回と変わらない。

### 問 8-3 有価証券報告書の提出時期

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 定時株主総会の 終了前に提出した	10	10	10	10	0	0	10	9	0	1
	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%	0.5%	0.0%	0.6%
2. 定時株主総会の 終了後に提出した	1,781	1,912	1,668	1,797	113	115	1,635	1,750	146	162
	99.4%	99.5%	99.4%	99.4%	100.0%	100.0%	99.4%	99.5%	100.0%	99.4%
回答社数	1,791	1,922	1,678	1,807	113	115	1,645	1,759	146	163
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・定時総会の終了前に提出した会社の割合は0.5%で、前回とほぼ同様である。株主総会終了後に提出する会社が大半を占めている状況に変わりはない。

#### 問 8-4 有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1日～5日前	7	4	7	4	0	0	7	4	0	0
	70.0%	40.0%	70.0%	40.0%	0.0%	0.0%	70.0%	44.4%	0.0%	0.0%
6日～10日前	3	5	3	5	0	0	3	4	0	1
	30.0%	50.0%	30.0%	50.0%	0.0%	0.0%	30.0%	44.4%	0.0%	100.0%
11日以上前	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%
回答社数	10	10	10	10	0	0	10	9	0	1
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・株主総会前に有価証券報告書を提出している会社のほとんどは、株主総会前 10 日以内に提出している状況に変わりはない。

#### 問 8-5 監査役の有価証券報告書の監査

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 監査している	1,318	1,400	1,245	1,329	73	71	1,212	1,285	106	115
	73.6%	72.8%	74.2%	73.5%	64.6%	61.7%	73.7%	73.1%	72.6%	70.6%
2. 監査していない	473	522	433	478	40	44	433	474	40	48
	26.4%	27.2%	25.8%	26.5%	35.4%	38.3%	26.3%	26.9%	27.4%	29.4%
回答社数	1,791	1,922	1,678	1,807	113	115	1,645	1,759	146	163
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体では監査している会社の比率に大きな変動はない。

### 問 8-6 有価証券報告書の監査内容

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 有価証券報告書 作成の業務プロセ スを監査した	546	573	503	539	43	34	500	524	46	49
	41.4%	40.9%	40.4%	40.6%	58.9%	47.9%	41.3%	40.8%	43.4%	42.6%
2. 有価証券報告書 に関する取締役会 決議などの承認プ ロセスを監査した	803	821	758	789	45	32	727	746	76	75
	60.9%	58.6%	60.9%	59.4%	61.6%	45.1%	60.0%	58.1%	71.7%	65.2%
3. 有価証券報告書 のうち財務情報を監 査した	795	850	757	811	38	39	730	785	65	65
	60.3%	60.7%	60.8%	61.0%	52.1%	54.9%	60.2%	61.1%	61.3%	56.5%
4. 有価証券報告書 のうち非財務情報を 監査した	947	1,006	910	962	37	44	876	931	71	75
	71.9%	71.9%	73.1%	72.4%	50.7%	62.0%	72.3%	72.5%	67.0%	65.2%
回答社数	1,318	1,400	1,245	1,329	73	71	1,212	1,285	106	115

比率は問 8-5 の肢 1(有価証券報告書を監査している)回答社数に占める割合・承認プロセスの監査が最も多い決算短信の場合とは異なり(問 7-4 参照)、有価証券報告書の場合は「4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」が全体で 71.9%と最も多く、この傾向は前回同様である。

### <参考> 決算短信と有価証券報告書の監査状況別社数 (問 7-3、問 8-5 のクロス集計)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
短信も有報も監査 する	1,104	1,152	1,089	1,139	15	13	1,012	1,055	92	97
	64.7%	62.9%	64.9%	63.1%	50.0%	48.1%	64.2%	62.8%	70.2%	63.4%
短信は監査するが 有報は監査しない	122	161	122	156	0	5	110	145	12	16
	7.1%	8.8%	7.3%	8.6%	0.0%	18.5%	7.0%	8.6%	9.2%	10.5%
短信は監査しない が有報は監査する	164	193	156	189	8	4	158	182	6	11
	9.6%	10.5%	9.3%	10.5%	26.7%	14.8%	10.0%	10.8%	4.6%	7.2%
短信も有報も監査 しない	317	326	310	321	7	5	296	297	21	29
	18.6%	17.8%	18.5%	17.8%	23.3%	18.5%	18.8%	17.7%	16.0%	19.0%
回答社数	1,707	1,832	1,677	1,805	30	27	1,576	1,679	131	153
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・決算短信、有価証券報告書ともに監査を行う会社の比率が、全体では 1.8 ポイント減少したが、決算短信、有価証券報告書ともに監査しない会社も、全体では 0.8 ポイント減少している。
- ・決算短信、有価証券報告書のいずれかのみ監査する会社の比率がそれぞれ増加し、「短信は監査しないが有報は監査する」が 1 割を超えた(10.5%)。



### 問 9-1 株主総会における監査役の口頭報告の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 行った	2,734	2,941	1,660	1,777	1,074	1,164	2,205	2,357	511	560
	87.5%	87.3%	98.5%	97.9%	74.7%	74.9%	89.0%	88.6%	81.9%	82.2%
2. 行わなかった	389	429	25	38	364	391	273	304	113	121
	12.5%	12.7%	1.5%	2.1%	25.3%	25.1%	11.0%	11.4%	18.1%	17.8%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役からの口頭報告を行った会社は 87.3%と大半を占めている。特に、上場会社では口頭報告を行った会社が 97.9%と、ほぼすべての会社で行われている。

### 問 9-2 株主総会における監査役に関連した質問の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 質問があった	93	112	78	97	15	15	83	102	9	8
	3.0%	3.3%	4.6%	5.3%	1.0%	1.0%	3.3%	3.8%	1.4%	1.2%
2. 質問はなかった	3,030	3,258	1,607	1,718	1,423	1,540	2,395	2,559	615	673
	97.0%	96.7%	95.4%	94.7%	99.0%	99.0%	96.7%	96.2%	98.6%	98.8%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役に関連した質問があった会社は全体で 3.3%と依然極めて少数に限られている。

問 9-3 株主総会における監査役に関連した質問内容

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 重点監査項目について	3	2	1	2	2	0	3	1	0	1
	3.2%	1.8%	1.3%	2.1%	13.3%	0.0%	3.6%	1.0%	0.0%	12.5%
2. 実査・往査について	4	1	3	1	1	0	3	1	1	0
	4.3%	0.9%	3.8%	1.0%	6.7%	0.0%	3.6%	1.0%	11.1%	0.0%
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	9	6	7	6	2	0	8	6	1	0
	9.7%	5.4%	9.0%	6.2%	13.3%	0.0%	9.6%	5.9%	11.1%	0.0%
4. 監査体制について	8	15	7	12	1	3	6	14	1	1
	8.6%	13.4%	9.0%	12.4%	6.7%	20.0%	7.2%	13.7%	11.1%	12.5%
5. 経営者と監査役との意思疎通の状況について	5	3	4	3	1	0	4	2	1	1
	5.4%	2.7%	5.1%	3.1%	6.7%	0.0%	4.8%	2.0%	11.1%	12.5%
6. 取締役会への出席について	14	6	12	6	2	0	12	6	2	0
	15.1%	5.4%	15.4%	6.2%	13.3%	0.0%	14.5%	5.9%	22.2%	0.0%
7. 会計監査人の監査結果について	1	4	0	4	1	0	1	4	0	0
	1.1%	3.6%	0.0%	4.1%	6.7%	0.0%	1.2%	3.9%	0.0%	0.0%
8. 会計監査人の独立性について	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0
	2.2%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 会計監査人との連携について	3	0	3	0	0	0	3	0	0	0
	3.2%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 監査役会の運営・議題について	2	2	2	1	0	1	2	1	0	0
	2.2%	1.8%	2.6%	1.0%	0.0%	6.7%	2.4%	1.0%	0.0%	0.0%
11. 社外監査役の独立性について	4	5	4	5	0	0	4	4	0	1
	4.3%	4.5%	5.1%	5.2%	0.0%	0.0%	4.8%	3.9%	0.0%	12.5%
12. 社外監査役の役割や意思疎通の状況等について	1	4	0	4	1	0	1	4	0	0
	1.1%	3.6%	0.0%	4.1%	6.7%	0.0%	1.2%	3.9%	0.0%	0.0%
13. 監査役の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	3	8	3	7	0	1	3	7	0	0
	3.2%	7.1%	3.8%	7.2%	0.0%	6.7%	3.6%	6.9%	0.0%	0.0%
14. 補欠監査役の選任について	2	2	2	2	0	0	2	2	0	0
	2.2%	1.8%	2.6%	2.1%	0.0%	0.0%	2.4%	2.0%	0.0%	0.0%
15. 監査役の監査結果について	5	9	2	8	3	1	3	8	2	1
	5.4%	8.0%	2.6%	8.2%	20.0%	6.7%	3.6%	7.8%	22.2%	12.5%
16. 監査役の財務・会計に関する知見について	0	4	0	3	0	1	0	4	0	0
	0.0%	3.6%	0.0%	3.1%	0.0%	6.7%	0.0%	3.9%	0.0%	0.0%
17. 役員報酬について	6	8	6	8	0	0	6	8	0	0
	6.5%	7.1%	7.7%	8.2%	0.0%	0.0%	7.2%	7.8%	0.0%	0.0%
18. 監査役会監査報告の記載内容について	10	11	8	8	2	3	9	11	1	0
	10.8%	9.8%	10.3%	8.2%	13.3%	20.0%	10.8%	10.8%	11.1%	0.0%
19. その他	36	47	31	41	5	6	32	43	3	4
	38.7%	42.0%	39.7%	42.3%	33.3%	40.0%	38.6%	42.2%	33.3%	50.0%
回答社数	93	112	78	97	15	15	83	102	9	8

比率は問 9-2 で肢 1(質問があった)回答社数に占める割合

・前回最も多かった「6. 取締役会への出席について」は前回から9.7ポイント減少し、今回は「4.監査体制について」が最も多く、全体で4.8ポイント増加し13.4%となった。次に「18.監査役会監査報告の記載内容について」が9.8%で続いている。

#### 問 9-4 株主総会における監査役に関する質問への回答

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 監査役が回答した	68	76	56	62	12	14	60	67	7	7
	73.1%	67.9%	71.8%	63.9%	80.0%	93.3%	72.3%	65.7%	77.8%	87.5%
2. 監査役は回答しなかった	25	36	22	35	3	1	23	35	2	1
	26.9%	32.1%	28.2%	36.1%	20.0%	6.7%	27.7%	34.3%	22.2%	12.5%
回答社数	93	112	78	97	15	15	83	102	9	8
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1.監査役が回答した」が67.9%と前回より5.2ポイント減少しているが、前々回は64.0%だったことから、傾向として大きな変化はないと考えられる。

### Ⅲ 監査役(会)の日常監査について

#### 問 10-1 取締役会における監査役の発言状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 議長からの求めに応じて発言している	431	482	266	294	165	188	355	387	74	93
	13.8%	14.3%	15.8%	16.2%	11.5%	12.1%	14.3%	14.5%	11.9%	13.7%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	2,650	2,895	1,558	1,679	1,092	1,216	2,126	2,311	508	562
	84.9%	85.9%	92.5%	92.5%	75.9%	78.2%	85.8%	86.8%	81.4%	82.5%
3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	691	735	235	268	456	467	521	560	163	168
	22.1%	21.8%	13.9%	14.8%	31.7%	30.0%	21.0%	21.0%	26.1%	24.7%
4. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	26	26	7	8	19	18	18	20	7	6
	0.8%	0.8%	0.4%	0.4%	1.3%	1.2%	0.7%	0.8%	1.1%	0.9%
5. その他	21	20	5	9	16	11	16	16	5	4
	0.7%	0.6%	0.3%	0.5%	1.1%	0.7%	0.6%	0.6%	0.8%	0.6%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681

・全体の 85.9%の会社で「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており、比率は前回とほぼ同じ水準であり、取締役会において必要に応じ十分発言していることを示している。特に、上場会社では選択肢 2 が 92.5%に達している。

・「4.代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない」は上場/非上場、大会社/大会社以外の区別にかかわらず前回同様ほとんどない状況である。

問 10-2 取締役会における監査役の発言の内容

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 法令・定款への遵守性	2,475	2,653	1,362	1,440	1,113	1,213	1,984	2,105	472	523
	79.3%	78.7%	80.8%	79.3%	77.4%	78.0%	80.1%	79.1%	75.6%	76.8%
2. 経営判断原則の履行の充分性	1,870	1,945	1,101	1,146	769	799	1,514	1,587	340	342
	59.9%	57.7%	65.3%	63.1%	53.5%	51.4%	61.1%	59.6%	54.5%	50.2%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	2,723	2,926	1,527	1,618	1,196	1,308	2,193	2,331	515	575
	87.2%	86.8%	90.6%	89.1%	83.2%	84.1%	88.5%	87.6%	82.5%	84.4%
4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点	-	1,989	-	1,103	-	886	-	1,638	-	336
	-	59.0%	-	60.8%	-	57.0%	-	61.6%	-	49.3%
5. 過去の類似案件における対応、それとの差異	535	642	322	358	213	284	444	512	88	125
	17.1%	19.1%	19.1%	19.7%	14.8%	18.3%	17.9%	19.2%	14.1%	18.4%
6. 同業他社における対応、それとの差異	370	441	222	261	148	180	308	358	61	78
	11.8%	13.1%	13.2%	14.4%	10.3%	11.6%	12.4%	13.5%	9.8%	11.5%
7. 業務執行の当・不当を質す観点	1,088	1,158	633	694	455	464	878	928	205	219
	34.8%	34.4%	37.6%	38.2%	31.6%	29.8%	35.4%	34.9%	32.9%	32.2%
8. 予算・収益計画の進捗を質す観点	1,230	1,313	740	757	490	556	968	1,005	256	302
	39.4%	39.0%	43.9%	41.7%	34.1%	35.8%	39.1%	37.8%	41.0%	44.3%
9. 経営上のリスクテイクを促す観点	1,184	1,259	708	729	476	530	960	989	217	261
	37.9%	37.4%	42.0%	40.2%	33.1%	34.1%	38.7%	37.2%	34.8%	38.3%
10. 株主に与える影響、株主利益の視点	1,064	1,082	799	798	265	284	918	914	141	164
	34.1%	32.1%	47.4%	44.0%	18.4%	18.3%	37.0%	34.3%	22.6%	24.1%
11. 株主以外のステークホルダーの利益の視点	586	687	407	489	179	198	498	586	85	99
	18.8%	20.4%	24.2%	26.9%	12.4%	12.7%	20.1%	22.0%	13.6%	14.5%
12. その他	166	184	81	109	85	75	131	154	34	29
	5.3%	5.5%	4.8%	6.0%	5.9%	4.8%	5.3%	5.8%	5.4%	4.3%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681

- ・最も多いのは「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、86.8%となっている。次いで、「1.法令・定款への遵守性」が、78.7%、3番目は今回新たに追加した「4.内部統制システムの適切な構築・運用の観点」で59.0%となっている。
- ・「10.株主に与える影響、株主利益の視点」と「11.株主以外のステークホルダーの利益の視点」について、前回調査と同様に、上場会社が非上場会社に比べて明らかに比率が高かった。
- ・取締役会における発言状況に係る監査役と社外取締役の比較は問 10-4 参照のこと。

### 問 10-3 取締役会における社外取締役の発言状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 議長からの求めに応じて発言している	315	373	192	262	123	111	258	311	57	61
	12.9%	14.3%	14.6%	15.7%	11.0%	11.8%	13.0%	14.3%	13.0%	14.8%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	2,189	2,299	1,209	1,489	980	810	1,785	1,934	387	351
	89.8%	88.0%	91.8%	89.0%	87.5%	86.2%	90.1%	88.7%	88.4%	85.4%
3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	95	116	29	47	66	69	72	80	23	32
	3.9%	4.4%	2.2%	2.8%	5.9%	7.3%	3.6%	3.7%	5.3%	7.8%
4. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	33	36	16	17	17	19	29	29	4	6
	1.4%	1.4%	1.2%	1.0%	1.5%	2.0%	1.5%	1.3%	0.9%	1.5%
5. その他	41	88	19	68	22	20	33	71	7	16
	1.7%	3.4%	1.4%	4.1%	2.0%	2.1%	1.7%	3.3%	1.6%	3.9%
回答社数	2,437	2,613	1,317	1,673	1,120	940	1,981	2,181	438	411

- ・全体の 88.0%の会社で「2.議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており(前回より 1.8 ポイント減少)、監査役の場合(85.9%)よりやや比率が高い(問 10-1 参照)。
- ・「3. 代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない」は、監査役の場合(21.8%)よりもかなり少なく 4.4%となっており、社外取締役は、取締役会以外の重要会議へ出席したり、代表取締役等と意見交換を行う機会が少ないことによると見られる。
- ・「4.代表取締役・取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない」は全体で 1.4%と監査役の場合(0.8%)より比率が若干高いが、ほとんどない状況であることに変わりはない。

#### 問 10-4 取締役会における社外取締役の発言の内容

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 法令・定款への遵守性	1,034	1,143	637	805	397	338	870	1,000	157	134
	42.6%	43.7%	48.6%	48.1%	35.6%	36.0%	44.1%	45.9%	36.1%	32.6%
2. 経営判断原則の履行の充分性	1,393	1,515	816	1,016	577	499	1,157	1,289	224	216
	57.4%	58.0%	62.3%	60.7%	51.7%	53.1%	58.7%	59.1%	51.5%	52.6%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	1,872	2,023	1,067	1,333	805	690	1,549	1,717	313	291
	77.2%	77.4%	81.5%	79.7%	72.2%	73.4%	78.5%	78.7%	72.0%	70.8%
4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点	0	691	0	449	0	242	0	606	0	79
	0.0%	26.4%	0.0%	26.8%	0.0%	25.7%	0.0%	27.8%	0.0%	19.2%
5. 過去の類似案件における対応、それとの差異	438	481	256	298	182	183	372	405	63	69
	18.1%	18.4%	19.5%	17.8%	16.3%	19.5%	18.9%	18.6%	14.5%	16.8%
6. 同業他社における対応、それとの差異	707	785	399	538	308	247	585	670	117	109
	29.2%	30.0%	30.5%	32.2%	27.6%	26.3%	29.7%	30.7%	26.9%	26.5%
7. 業務執行の当・不当を質す観点	805	940	484	629	321	311	666	786	135	145
	33.2%	36.0%	36.9%	37.6%	28.8%	33.1%	33.8%	36.0%	31.0%	35.3%
8. 予算・収益計画の進捗を質す観点	1,224	1,282	602	754	622	528	968	1,039	249	235
	50.5%	49.1%	46.0%	45.1%	55.8%	56.2%	49.1%	47.6%	57.2%	57.2%
9. 経営上のリスクテイクを促す観点	1,055	1,204	645	826	410	378	882	1,022	167	172
	43.5%	46.1%	49.2%	49.4%	36.8%	40.2%	44.7%	46.9%	38.4%	41.8%
10. 株主に与える影響、株主利益の視点	874	943	524	633	350	310	749	807	119	133
	36.0%	36.1%	40.0%	37.8%	31.4%	33.0%	38.0%	37.0%	27.4%	32.4%
11. 株主以外のステークホルダーの利益の視点	407	541	302	411	105	130	360	478	46	61
	16.8%	20.7%	23.1%	24.6%	9.4%	13.8%	18.3%	21.9%	10.6%	14.8%
12. その他	212	262	117	183	95	79	178	224	32	35
	8.7%	10.0%	8.9%	10.9%	8.5%	8.4%	9.0%	10.3%	7.4%	8.5%
回答社数	2,425	2,613	1,310	1,673	1,115	940	1,972	2,181	435	411

・最も多いのは「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、0.2ポイント増加し77.4%となっている。次いで、「2.経営判断原則の履行の充分性」が0.6ポイント増加して58.0%、3番目は「8.予算・収益計画の進捗を質す観点」で1.4ポイント減少して49.1%と、上位3項目の順位は前回と同じで、監査役の場合とは異なる。

・監査役との比較においては、監査役、社外取締役とも「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」が最も多いが、監査役の比率の方が高い(監査役86.8%、社外取締役77.4%)。また、「1.法令・定款への遵守性」については、社外取締役43.7%に対し、監査役78.7%と大きく異なっている。これは、監査役が適法性を監査する責務を負っているためと考えられる。他方、「6.同業他社における対応、それとの差異」及び「8.予算・収益計画の進捗を質す観点」については、監査役はそれぞれ13.1%、39.0%であるのに対し、社外取締役は30.0%、49.1%となっており、監査役は適法性に限らず妥当性に

についても発言しているものの、求められる責務が社外取締役とは異なることを表していると考えられる(問10-2 参照)。

- なお、今回新たに追加した「4.内部統制システムの適切な構築・運用の観点」については、監査役は59.0%であるのに対し、社外取締役は26.4%にとどまっており、大きな差が生じている。
- 「10.株主に与える影響、株主利益の視点」については、監査役、社外取締役とも、上場会社が非上場会社に比べて比率が高いが、社外取締役の場合は非上場会社でも33.0%(監査役18.3%)とかなりの比率となっており、社外取締役を選任する上で期待値の高い項目と考えられる。



問 10-5 取締役会の決定に対する監査役の意見の影響

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 取締役会の決定に影響を与えたことがある	844	934	552	598	292	336	667	738	170	183
	27.0%	27.7%	32.8%	32.9%	20.3%	21.6%	26.9%	27.7%	27.2%	26.9%
2. 監査役は代表取締役・取締役と日常的に十分にコミュニケーションが取れており、改めて取締役会において監査役が指摘しなければならない事態は生じていない	818	980	335	390	483	590	619	760	194	212
	26.2%	29.1%	19.9%	21.5%	33.6%	37.9%	25.0%	28.6%	31.1%	31.1%
3. 監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえるものの、決定に影響を与えたことはない	799	853	508	548	291	305	669	695	125	154
	25.6%	25.3%	30.1%	30.2%	20.2%	19.6%	27.0%	26.1%	20.0%	22.6%
4. 監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない	17	22	11	10	6	12	13	12	4	9
	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.4%	0.8%	0.5%	0.5%	0.6%	1.3%
5. 監査役が指摘しなければならないような状況は生じていない	598	541	252	249	346	292	476	422	118	117
	19.1%	16.1%	15.0%	13.7%	24.1%	18.8%	19.2%	15.9%	18.9%	17.2%
6. その他	47	40	27	20	20	20	34	34	13	6
	1.5%	1.2%	1.6%	1.1%	1.4%	1.3%	1.4%	1.3%	2.1%	0.9%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・全体では選択肢1～3が拮抗しているが、選択肢1及び3が微減もしくはほぼ横這いであるのに対し、選択肢2が約3ポイント増加し最も多くなった(29.1%)。他方、上場会社では選択肢1が最も多く32.9%になった。
- ・決定に影響を与えたことがない会社でも十分コミュニケーションが取れている会社や、指摘を真摯に受け止めてもらえる会社(選択肢の2及び3)は合わせて54.4%あった。
- ・「4.監査役は、必要に応じて取締役会において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない」は全体で0.7%となり、ほとんどない状況に変わりはない。

問 10-6 個別事象に対する監査役の対応

将来重大な問題に発展するおそれがあると思われる事象が生じたときの監査役の対応（複数回答可）

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	1,218	1,407	699	798	519	609	992	1,137	215	259
	78.8%	77.7%	80.7%	79.8%	76.3%	75.1%	81.0%	79.8%	69.6%	70.2%
2. 関係する取締役から事情を聞いた	1,195	1,401	707	802	488	599	965	1,126	221	265
	77.3%	77.4%	81.6%	80.2%	71.8%	73.9%	78.8%	79.0%	71.5%	71.8%
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	841	984	476	556	365	428	677	778	156	197
	54.4%	54.3%	55.0%	55.6%	53.7%	52.8%	55.3%	54.6%	50.5%	53.4%
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	647	787	349	431	298	356	495	606	146	173
	41.8%	43.5%	40.3%	43.1%	43.8%	43.9%	40.4%	42.5%	47.2%	46.9%
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	410	548	234	314	176	234	308	423	98	119
	26.5%	30.3%	27.0%	31.4%	25.9%	28.9%	25.1%	29.7%	31.7%	32.2%
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	146	177	93	102	53	75	120	142	25	32
	9.4%	9.8%	10.7%	10.2%	7.8%	9.2%	9.8%	10.0%	8.1%	8.7%
7. 上記以外の対応	29	38	18	22	11	16	27	28	2	9
	1.9%	2.1%	2.1%	2.2%	1.6%	2.0%	2.2%	2.0%	0.6%	2.4%
回答社数（「8.そのような局面に遭遇することはなかった」を除く）	1,546	1,811	866	1,000	680	811	1,225	1,425	309	369
比率は肢 8（そのような局面に遭遇することはなかった）を除く回答社数に対する割合										
8. そのような局面に遭遇することはなかった	1,577	1,559	819	815	758	744	1,253	1,236	315	312
総回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681

- ・問題が発生した場合の対応については大きな変化はなく、「1.当該事象に関する情報の収集に努めた」が77.7%、「2.関係する取締役から事情を聞いた」が77.4%と、8割弱の監査役が情報収集に努めている。また、「3.関係する取締役に直接指摘・助言を行った」が54.3%となっている。
- ・「5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした」が、3.8ポイント増加して30.3%となった。

問 11-1 会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. あった	2,579	2,760	1,596	1,732	983	1,028	2,333	2,495	235	250
	93.9%	94.1%	94.9%	95.6%	92.3%	91.7%	94.9%	94.7%	85.1%	89.3%
2. なかった	168	173	86	80	82	93	125	141	41	30
	6.1%	5.9%	5.1%	4.4%	7.7%	8.3%	5.1%	5.3%	14.9%	10.7%
回答社数	2,747	2,933	1,682	1,812	1,065	1,121	2,458	2,636	276	280
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体では94.1%、上場会社、非上場会社、大会社いずれも9割を超える会社において、担当取締役等から事前の情報提供があり、前回同様のレベルにある。

問 11-2 会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の時期

(社数)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	295	355	177	232	118	123	269	318	26	34
	11.4%	12.9%	11.1%	13.4%	12.0%	12.0%	11.5%	12.7%	11.1%	13.6%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	729	767	433	454	296	313	656	689	71	75
	28.3%	27.8%	27.1%	26.2%	30.1%	30.4%	28.1%	27.6%	30.2%	30.0%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	785	902	526	622	259	280	710	828	73	71
	30.4%	32.7%	33.0%	35.9%	26.3%	27.2%	30.4%	33.2%	31.1%	28.4%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	1,116	1,182	720	760	396	422	1,028	1,077	80	97
	43.3%	42.8%	45.1%	43.9%	40.3%	41.1%	44.1%	43.2%	34.0%	38.8%
回答社数	2,579	2,760	1,596	1,732	983	1,028	2,333	2,495	235	250

・全体としては「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が42.8%と最も多く、前回と大きな差はない。

### 問 11-3 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. あった	2,003	2,238	1,249	1,402	754	836	1,803	2,025	193	203
	72.9%	76.3%	74.3%	77.4%	70.8%	74.6%	73.4%	76.8%	69.9%	72.5%
2. なかった	744	695	433	410	311	285	655	611	83	77
	27.1%	23.7%	25.7%	22.6%	29.2%	25.4%	26.6%	23.2%	30.1%	27.5%
回答社数	2,747	2,933	1,682	1,812	1,065	1,121	2,458	2,636	276	280
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で76.3%と前回より3.4ポイント増加しており、担当取締役等からの事前の情報提供に比べて少ないものの、割合は増加傾向にある(問 11-1 参照)。監査役と会計監査人の連携が進んでいることがうかがえる結果となっているが、会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査役の同意が執行側の提案に対する同意ということによるところが大きいと思われる。

・なお、大会社以外の会社でも、情報提供のあった会社が7割を超えた。

### 問 11-4 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	284	372	165	236	119	136	263	338	20	31
	14.2%	16.6%	13.2%	16.8%	15.8%	16.3%	14.6%	16.7%	10.4%	15.3%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	485	602	286	373	199	229	421	541	64	60
	24.2%	26.9%	22.9%	26.6%	26.4%	27.4%	23.3%	26.7%	33.2%	29.6%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	570	694	379	452	191	242	517	627	51	66
	28.5%	31.0%	30.3%	32.2%	25.3%	28.9%	28.7%	31.0%	26.4%	32.5%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	800	771	508	485	292	286	728	703	68	63
	39.9%	34.5%	40.7%	34.6%	38.7%	34.2%	40.4%	34.7%	35.2%	31.0%
回答社数	2,003	2,238	1,249	1,402	754	836	1,803	2,025	193	203

・全体としては「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多い(34.5%)が、「3.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が2.5ポイント増加し(31.0%)ほとんど差がなくなっている。

### 問 11-5 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 十分把握していた	758	864	461	540	297	324	678	772	77	85
	27.6%	29.5%	27.4%	29.8%	27.9%	28.9%	27.6%	29.3%	27.9%	30.4%
2. ある程度把握していた	1,693	1,803	1,053	1,122	640	681	1,522	1,634	164	162
	61.6%	61.5%	62.6%	61.9%	60.1%	60.7%	61.9%	62.0%	59.4%	57.9%
3. 把握は不十分であった	207	197	116	114	91	83	175	171	30	25
	7.5%	6.7%	6.9%	6.3%	8.5%	7.4%	7.1%	6.5%	10.9%	8.9%
4. 全く把握していなかった	89	69	52	36	37	33	83	59	5	8
	3.2%	2.4%	3.1%	2.0%	3.5%	2.9%	3.4%	2.2%	1.8%	2.9%
回答社数	2,747	2,933	1,682	1,812	1,065	1,121	2,458	2,636	276	280
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体で「1.十分把握していた」と「2.ある程度把握していた」の合計が 1.8 ポイント増加し 91.0%となり、9割を超えた。監査役(会)は執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえる。

### 問 11-6 会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 決議事項として付議されている	944	965	622	657	322	308	798	830	143	129
	34.4%	32.9%	37.0%	36.3%	30.2%	27.4%	32.5%	31.5%	51.8%	46.1%
2. 報告事項として付議されている	407	477	253	287	154	190	354	423	49	48
	14.8%	16.3%	15.0%	15.8%	14.5%	16.9%	14.4%	16.0%	17.8%	17.1%
3. 付議されていない	1,396	1,491	807	868	589	623	1,306	1,383	84	103
	50.8%	50.8%	48.0%	47.9%	55.3%	55.6%	53.1%	52.5%	30.4%	36.8%
回答社数	2,747	2,933	1,682	1,812	1,065	1,121	2,458	2,636	276	280
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1.決議事項として付議されている」が全体で 1.5 ポイント減少し 32.9%となっている。また、「3.付議されていない」が依然 5割(50.8%)ある。

### 問 11-7 会計監査人の選任又は再任

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 今期新たに選任した	90	71	40	34	50	37	57	48	33	23
	3.3%	2.4%	2.4%	1.9%	4.7%	3.3%	2.3%	1.8%	12.0%	8.2%
2. 前期から引き続き同じ 会計監査人を再任した	2,620	2,821	1,616	1,767	1,004	1,054	2,371	2,558	238	246
	95.4%	96.2%	96.1%	97.5%	94.3%	94.0%	96.5%	97.0%	86.2%	87.9%
3. その他	37	41	26	11	11	30	30	30	5	11
	1.3%	1.4%	1.5%	0.6%	1.0%	2.7%	1.2%	1.1%	1.8%	3.9%
回答社数	2,747	2,933	1,682	1,812	1,065	1,121	2,458	2,636	276	280
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」の比率が 96.2%と若干増加したものの、ほとんどの会社が再任している傾向に変化はない。

### 問 11-8-1 会計監査人の選任議案の決定プロセス1（2015年新設）

#### 会計監査人の選任議案に対する、監査役(会)の決定権または同意権の行使

上段:社数 下段:比率	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 決定権を行使した	33	19	14	25	8
	46.5%	55.9%	37.8%	52.1%	34.8%
2. 同意権を行使した	38	15	23	23	15
	53.5%	44.1%	62.2%	47.9%	65.2%
回答社数	71	34	37	48	23
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・問 11-7 で「1.今期新たに会計監査人を選任した」会社においては、選任議案について「1. 決定権を行使した」会社が全体で46.5%となり、上場会社においては55.9%と過半数を占めた。会計監査人の選任に係る会社法改正の経過措置を適用している会社が約半数あることを示している。

問 11-8-2 会計監査人の選任議案の決定プロセス2  
 会計監査人の候補者の選定プロセス

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 会計監査人の候補者(監査法人等)について、監査役(会)が提案した	3	12	2	4	1	8	1	6	2	6
	3.3%	16.9%	5.0%	11.8%	2.0%	21.6%	1.8%	12.5%	6.1%	26.1%
2. 執行部門と監査役(会)が、それぞれ会計監査人の候補者(監査法人等)を提案し、協議・調整の上、監査役(会)として同意した	6	14	5	10	1	4	6	11	0	3
	6.7%	19.7%	12.5%	29.4%	2.0%	10.8%	10.5%	22.9%	0.0%	13.0%
3. 執行部門が会計監査人の候補者(監査法人等)を選定し、監査役(会)として同意した	81	45	33	20	48	25	50	31	31	14
	90.0%	63.4%	82.5%	58.8%	96.0%	67.6%	87.7%	64.6%	93.9%	60.9%
回答社数	90	71	40	34	50	37	57	48	33	23
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・候補者を監査役が提案する選択肢1及び2の合計が 26.6 ポイント増加した。会社法改正による決定権の移行に伴い、候補者選定の段階で、監査役が積極的に関与する会社が増えていることがうかがえる。

問 11-9-1 会計監査人の「再任」に関する監査役(会)における審議

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 監査役会で審議した	1,366	2,091	949	1,471	417	620	1,257	1,924	100	151
	52.1%	74.1%	58.7%	83.2%	41.5%	58.8%	53.0%	75.2%	42.0%	61.4%
2. 監査役会で審議していないが、監査役間の確認を取った	814	547	445	217	369	330	714	484	98	62
	31.1%	19.4%	27.5%	12.3%	36.8%	31.3%	30.1%	18.9%	41.2%	25.2%
3. 監査役会で審議しておらず、また、監査役間の確認も取っていない	440	183	222	79	218	104	400	150	40	33
	16.8%	6.5%	13.7%	4.5%	21.7%	9.9%	16.9%	5.9%	16.8%	13.4%
回答社数	2,620	2,821	1,616	1,767	1,004	1,054	2,371	2,558	238	246
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1.監査役会で審議した」会社が全体で 22 ポイント増加し 74.1%となった。
- ・「3.監査役会で審議しておらず、また、監査役間の確認も取っていない」会社は、大幅に減少し(10.3 ポイント減少)、6.5%となった。
- ・会計監査人の選解任等の議案決定権が監査役に移ったことに伴う変化と考えられる。

問 11-9-2 会計監査人の「再任」に関する経営執行部からの確認依頼 (2015年新設)

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 書面で確認の依頼があった	783	485	298	719	55
	27.8%	27.4%	28.3%	28.1%	22.4%
2. 口頭で確認の依頼があった	1,055	670	385	934	114
	37.4%	37.9%	36.5%	36.5%	46.3%
3. 書面でも口頭でも確認の依頼はなかった	983	612	371	905	77
	34.8%	34.6%	35.2%	35.4%	31.3%
回答社数	2,821	1,767	1,054	2,558	246
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・書面か口頭かにかかわらず、経営執行部から確認の依頼があった会社が65.2%と約3分の2を占めている。

問 11-9-3 会計監査人の「再任」に関する監査役(会)の決定又は同意書 (2015年新設)

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権が監査役(会)に既に移行していることから、再任について監査役(会)で決定し、経営執行部には書面で連絡した	1,506	928	578	1,403	97
	53.4%	52.5%	54.8%	54.8%	39.4%
2. 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権が監査役(会)に既に移行していることから、再任について監査役(会)で決定し、経営執行部には口頭で連絡した	381	263	118	342	37
	13.5%	14.9%	11.2%	13.4%	15.0%
3. 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権については経過措置の適用があることをふまえ、再任について監査役(会)で同意し、経営執行部には書面で連絡した	311	216	95	277	29
	11.0%	12.2%	9.0%	10.8%	11.8%
4. 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権については経過措置の適用があることをふまえ、再任について監査役(会)で同意し、経営執行部には口頭で連絡した	279	174	105	246	31
	9.9%	9.8%	10.0%	9.6%	12.6%
5. 会計監査人の再任については株主総会に付議する必要がないことから、監査役(会)として特に対応していない	344	186	158	290	52
	12.2%	10.5%	15.0%	11.3%	21.1%
回答社数	2,821	1,767	1,054	2,558	246
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・選択肢 1(再任について監査役(会)で決定し、経営執行部には書面で連絡した)が全体で53.4%と最も多く、また上場会社・非上場会社・大会社でも過半数を超えた。

・次に多いのは選択肢 2(再任について監査役(会)で決定し、経営執行部には口頭で連絡した)で、全体で13.5%となった。

・書面か口頭かにかかわらず、再任について監査役(会)で決定した(選択肢 1及び2)会社は66.9%であった。

・監査役(会)として特に対応していない会社が12.2%あることはやや気がかりである。



### 問 12-1 財務報告内部統制報告書の提出会社

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 提出会社である	1,726	1,841	1,661	1,787	65	54	1,596	1,700	130	141
	55.3%	54.6%	98.6%	98.5%	4.5%	3.5%	64.4%	63.9%	20.8%	20.7%
2. 提出会社ではない	1,397	1,529	24	28	1,373	1,501	882	961	494	540
	44.7%	45.4%	1.4%	1.5%	95.5%	96.5%	35.6%	36.1%	79.2%	79.3%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・提出を義務付けられる上場会社ではほぼすべての会社が提出しており、提出を義務付けられていない非上場会社ではほとんどの会社が提出しておらず、前回調査から傾向に変化はない。

問 12-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携（複数回答可）

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた	1,555	1,634	1,501	1,591	54	43	1,443	1,520	112	114
	90.1%	88.8%	90.4%	89.0%	83.1%	79.6%	90.4%	89.4%	86.2%	80.9%
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査役の監査計画を監査人に説明した	742	718	723	700	19	18	688	658	54	60
	43.0%	39.0%	43.5%	39.2%	29.2%	33.3%	43.1%	38.7%	41.5%	42.6%
3. 四半期に1回以上、四半期レビュー報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた	1,358	1,448	1,326	1,417	32	31	1,258	1,338	100	110
	78.7%	78.7%	79.8%	79.3%	49.2%	57.4%	78.8%	78.7%	76.9%	78.0%
4. 定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	1,150	1,243	1,114	1,213	36	30	1,066	1,162	84	81
	66.6%	67.5%	67.1%	67.9%	55.4%	55.6%	66.8%	68.4%	64.6%	57.4%
5. 定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	334	284	329	281	5	3	306	263	28	21
	19.4%	15.4%	19.8%	15.7%	7.7%	5.6%	19.2%	15.5%	21.5%	14.9%
6. 監査役会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に監査役が立ち会った場合を含む)	516	526	488	514	28	12	471	492	45	34
	29.9%	28.6%	29.4%	28.8%	43.1%	22.2%	29.5%	28.9%	34.6%	24.1%
回答社数	1,726	1,841	1,661	1,787	65	54	1,596	1,700	130	141

比率は問 12-1 の肢 1(内部統制報告書を提出している)回答社数に占める割合

・全体で見ると、「監査人の監査計画作成時(選択肢1)」(88.8%)、「四半期に1回以上、四半期レビュー報告時(選択肢3)」(78.7%)、「(口頭の場合を含め)定時株主総会に提出する監査役会監査報告の作成時」(選択肢4及び5、合計で82.9%)といった節目に大半の監査役(会)が監査人から報告を受けていることがうかがえる。他方、「2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査役の監査計画を監査人に説明した」は、39.0%と監査役から監査人への情報提供はあまり進んでいない。

### 問 13-1 監査役の監査環境の整備

#### 監査役の監査環境の整備に対する、代表取締役からの理解

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 十分に理解を得られている	1,631	1,712	889	947	742	765	1,341	1,411	282	287
	52.2%	50.8%	52.8%	52.2%	51.6%	49.2%	54.1%	53.0%	45.2%	42.1%
2. ある程度理解を得られている	1,326	1,478	707	774	619	704	1,015	1,125	300	342
	42.5%	43.9%	42.0%	42.6%	43.0%	45.3%	41.0%	42.3%	48.1%	50.2%
3. あまり理解を得られていない	154	171	84	91	70	80	113	120	39	48
	4.9%	5.1%	5.0%	5.0%	4.9%	5.1%	4.6%	4.5%	6.3%	7.0%
4. 全く理解を得られていない	12	9	5	3	7	6	9	5	3	4
	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	0.4%	0.4%	0.2%	0.5%	0.6%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1.十分に理解を得られている」が全体で1.4ポイント減少し50.8%となっている。

・「1.十分に理解を得られている」と「2.ある程度理解を得られている」の合計は全体で94.7%と前回同様高水準にある。

### 問 13-2 監査役への報告体制の構築運用状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 体制の構築も運用も十分になされている	1,684	1,552	927	820	757	732	1,409	1,272	266	267
	53.9%	46.1%	55.0%	45.2%	52.6%	47.1%	56.9%	47.8%	42.6%	39.2%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	1,089	1,343	624	799	465	544	860	1,100	221	233
	34.9%	39.9%	37.0%	44.0%	32.3%	35.0%	34.7%	41.3%	35.4%	34.2%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	350	475	134	196	216	279	209	289	137	181
	11.2%	14.1%	8.0%	10.8%	15.0%	17.9%	8.4%	10.9%	22.0%	26.6%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役への報告体制について、選択肢2及び3が増加している。会社法改正の機会を捉え、見直しが進められていることも考えられるが、特に運用についての評価はやや気がかりである。

問 13-3 監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の構築運用状況  
(2015 年新設)

上段:社数 下段:比率	2015 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 体制の構築も運用も十分になされている	1,784	987	797	1,471	301
	52.9%	54.4%	51.3%	55.3%	44.2%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	737	441	296	621	113
	21.9%	24.3%	19.0%	23.3%	16.6%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	398	181	217	262	132
	11.8%	10.0%	14.0%	9.8%	19.4%
4. 今後体制を構築する予定である	300	145	155	207	88
	8.9%	8.0%	10.0%	7.8%	12.9%
5. その他	151	61	90	100	47
	4.5%	3.4%	5.8%	3.8%	6.9%
回答社数	3,370	1,815	1,555	2,661	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」の割合が、問 13-2 よりも多く、全体で 52.9%であることは、経営執行部を含め高い関心を有していることをうかがわせる。ただし、運用が十分とはいえない会社が 21.9%あることはすこし気がかりである。

問 13-4 監査役のコ費用等に係る体制の構築運用状況 (2015 年新設)

上段:社数 下段:比率	2015 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 体制の構築も運用も十分になされている	2,446	1,374	1,072	2,017	411
	72.6%	75.7%	68.9%	75.8%	60.4%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	397	243	154	322	70
	11.8%	13.4%	9.9%	12.1%	10.3%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	227	77	150	137	88
	6.7%	4.2%	9.6%	5.1%	12.9%
4. 今後体制を構築する予定である	193	84	109	121	70
	5.7%	4.6%	7.0%	4.5%	10.3%
5. その他	107	37	70	64	42
	3.2%	2.0%	4.5%	2.4%	6.2%
回答社数	3,370	1,815	1,555	2,661	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」の割合が、問 13-2 及び 13-3 よりも多く、全体で 72.6%となっている。

### 問 13-5 内部通報制度の有無

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 内部通報制度がある	2,964	3,221	1,652	1,792	1,312	1,429	2,402	2,593	541	602
	94.9%	95.6%	98.0%	98.7%	91.2%	91.9%	96.9%	97.4%	86.7%	88.4%
2. 内部通報制度はない	159	149	33	23	126	126	76	68	83	79
	5.1%	4.4%	2.0%	1.3%	8.8%	8.1%	3.1%	2.6%	13.3%	11.6%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 問 13-6 監査役への通報窓口の有無

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 監査役も内部通報の窓口の1つになっている	654	890	401	547	253	343	538	710	114	176
	22.1%	27.6%	24.3%	30.5%	19.3%	24.0%	22.4%	27.4%	21.1%	29.2%
2. 監査役は内部通報の窓口になっていない	2,310	2,331	1,251	1,245	1,059	1,086	1,864	1,883	427	426
	77.9%	72.4%	75.7%	69.5%	80.7%	76.0%	77.6%	72.6%	78.9%	70.8%
回答社数	2,964	3,221	1,652	1,792	1,312	1,429	2,402	2,593	541	602
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役が内部通報の窓口になっている会社は全体で5.5ポイント増加し、27.6%となり、上場会社では、3割を超えるなど、若干増加している。取締役の職務執行の監査という監査役の職責を考えると、監査役への報告体制の一環として、内部通報の通報状況とその対応につき執行側からタイムリーに報告があるかがより重要で、問 13-2 の監査役への報告体制の構築運用状況と合わせ考察する必要がある。

#### 問 14-1 監査役の報酬等の制度

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)	196	211	92	111	104	100	161	180	33	31
	6.4%	6.5%	5.5%	6.2%	7.4%	6.8%	6.6%	7.0%	5.4%	4.7%
2. 月額報酬(定額基本給のみ)	2,856	3,050	1,571	1,676	1,285	1,374	2,265	2,404	575	621
	93.4%	93.6%	94.5%	93.9%	92.0%	93.2%	93.3%	93.1%	94.3%	95.1%
3. 賞与の支給制度	565	566	296	286	269	280	468	451	94	114
	18.5%	17.4%	17.8%	16.0%	19.3%	19.0%	19.3%	17.5%	15.4%	17.5%
4. 退職慰労金の支給制度	810	783	287	277	523	506	630	595	173	179
	26.5%	24.0%	17.3%	15.5%	37.5%	34.3%	25.9%	23.0%	28.4%	27.4%
5. スtock・オプションの支給制度	91	80	59	58	32	22	61	48	29	32
	3.0%	2.5%	3.5%	3.2%	2.3%	1.5%	2.5%	1.9%	4.8%	4.9%
回答社数	3,058	3,260	1,662	1,785	1,396	1,475	2,428	2,582	610	653

・監査役の報酬としては「2.月額報酬(定額基本給のみ)」が全体で9割を超えており、監査役の職務は業績と直接連動がないことが理由になっていると考えられる。

・「4.退職慰労金の支給制度」は、全体で2.5ポイント減少し24.0%となり、前回から引き続きやや減少傾向にある。

#### 問 14-2 監査役への賞与の支給

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 監査役への賞与の支給があった	504	503	260	249	244	254	421	405	80	97
	89.7%	89.3%	88.1%	87.4%	91.4%	91.4%	90.3%	90.2%	86.0%	85.8%
2. 監査役への賞与の支給はなかった	58	60	35	36	23	24	45	44	13	16
	10.3%	10.7%	11.9%	12.6%	8.6%	8.6%	9.7%	9.8%	14.0%	14.2%
回答社数	562	563	295	285	267	278	466	449	93	113
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査役の賞与制度を採用している会社では実際に支給しているケースが多い状況には大きな変化は見られない。

問 14-3 監査役年額報酬額

全体	2014年					2015年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ～200万円未満	41	74	172	1,711	1,998	24	32	300	1,552	1,908
	1.5%	6.3%	37.2%	36.2%	21.8%	0.8%	2.8%	45.9%	31.6%	19.7%
2. 200万円以上～ 500万円未満	98	135	173	1,926	2,332	100	132	185	2,117	2,534
	3.5%	11.4%	37.4%	40.7%	25.5%	3.4%	11.7%	28.3%	43.1%	26.2%
3. 500万円以上～ 1,000万円未満	538	360	85	834	1,817	619	330	99	951	1,999
	19.3%	30.4%	18.4%	17.6%	19.8%	20.9%	29.2%	15.2%	19.3%	20.7%
4. 1,000万円以上 ～1,500万円未満	1,004	346	19	233	1,602	1,024	350	45	257	1,676
	36.0%	29.2%	4.1%	4.9%	17.5%	34.6%	30.9%	6.9%	5.2%	17.3%
5. 1,500万円以上 ～2,000万円未満	611	175	9	22	817	646	179	18	25	868
	21.9%	14.8%	1.9%	0.5%	8.9%	21.8%	15.8%	2.8%	0.5%	9.0%
6. 2,000万円以上 ～3,000万円未満	382	83	3	5	473	427	93	5	10	535
	13.7%	7.0%	0.6%	0.1%	5.2%	14.4%	8.2%	0.8%	0.2%	5.5%
7. 3,000万円以上	112	10	1	1	124	121	15	1	4	141
	4.0%	0.8%	0.2%	0.0%	1.4%	4.1%	1.3%	0.2%	0.1%	1.5%
合計人数	2,786	1,183	462	4,732	9,163	2,961	1,131	653	4,916	9,661
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

上場会社	2014年					2015年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ～200万円未満	18	21	35	646	720	12	1	42	630	685
	1.0%	3.3%	14.3%	20.3%	12.4%	0.6%	0.2%	17.6%	18.3%	11.2%
2. 200万円以上～ 500万円未満	44	79	125	1,614	1,862	40	68	122	1,749	1,979
	2.5%	12.3%	51.2%	50.7%	32.0%	2.1%	11.3%	51.0%	50.9%	32.2%
3. 500万円以上～ 1,000万円未満	290	204	71	724	1,289	343	170	67	834	1,414
	16.6%	31.8%	29.1%	22.7%	22.2%	18.4%	28.2%	28.0%	24.3%	23.0%
4. 1,000万円以上 ～1,500万円未満	539	149	7	187	882	545	151	8	207	911
	30.9%	23.2%	2.9%	5.9%	15.2%	29.3%	25.1%	3.3%	6.0%	14.8%
5. 1,500万円以上 ～2,000万円未満	428	110	5	10	553	467	127	0	10	604
	24.5%	17.1%	2.0%	0.3%	9.5%	25.1%	21.1%	0.0%	0.3%	9.8%
6. 2,000万円以上 ～3,000万円未満	317	71	1	3	392	344	75	0	6	425
	18.2%	11.1%	0.4%	0.1%	6.7%	18.5%	12.5%	0.0%	0.2%	6.9%
7. 3,000万円以上	108	8	0	0	116	110	10	0	2	122
	6.2%	1.2%	0.0%	0.0%	2.0%	5.9%	1.7%	0.0%	0.1%	2.0%
合計人数	1,744	642	244	3,184	5,814	1,861	602	239	3,438	6,140
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

非上場会社 上段:社数 下段:比率	2014年					2015年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	23	53	137	1,065	1,278	12	31	258	922	1,223
	2.2%	9.8%	62.8%	68.8%	38.2%	1.1%	5.9%	62.3%	62.4%	34.7%
2. 200万円以上～ 500万円未満	54	56	48	312	470	60	64	63	368	555
	5.2%	10.4%	22.0%	20.2%	14.0%	5.5%	12.1%	15.2%	24.9%	15.8%
3. 500万円以上～ 1,000万円未満	248	156	14	110	528	276	160	32	117	585
	23.8%	28.8%	6.4%	7.1%	15.8%	25.1%	30.2%	7.7%	7.9%	16.6%
4. 1,000万円以上 ～1,500万円未満	465	197	12	46	720	479	199	37	50	765
	44.6%	36.4%	5.5%	3.0%	21.5%	43.5%	37.6%	8.9%	3.4%	21.7%
5. 1,500万円以上 ～2,000万円未満	183	65	4	12	264	179	52	18	15	264
	17.6%	12.0%	1.8%	0.8%	7.9%	16.3%	9.8%	4.3%	1.0%	7.5%
6. 2,000万円以上 ～3,000万円未満	65	12	2	2	81	83	18	5	4	110
	6.2%	2.2%	0.9%	0.1%	2.4%	7.5%	3.4%	1.2%	0.3%	3.1%
7. 3,000万円以上	4	2	1	1	8	11	5	1	2	19
	0.4%	0.4%	0.5%	0.1%	0.2%	1.0%	0.9%	0.2%	0.1%	0.5%
合計人数	1,042	541	218	1,548	3,349	1,100	529	414	1,478	3,521
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

大会社 上段:社数 下段:比率	2014年					2015年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	31	42	105	1,268	1,446	20	23	216	1,148	1,407
	1.3%	4.6%	29.7%	31.2%	18.8%	0.8%	2.6%	42.3%	27.3%	17.3%
2. 200万円以上～ 500万円未満	55	78	139	1,734	2,006	55	68	154	1,854	2,131
	2.3%	8.6%	39.3%	42.7%	26.0%	2.2%	7.8%	30.1%	44.2%	26.3%
3. 500万円以上～ 1,000万円未満	388	241	81	808	1,518	450	207	89	914	1,660
	16.3%	26.5%	22.9%	19.9%	19.7%	17.8%	23.7%	17.4%	21.8%	20.5%
4. 1,000万円以上 ～1,500万円未満	848	296	18	222	1,384	861	301	35	248	1,445
	35.5%	32.5%	5.1%	5.5%	18.0%	34.1%	34.4%	6.8%	5.9%	17.8%
5. 1,500万円以上 ～2,000万円未満	582	164	8	21	775	606	172	12	20	810
	24.4%	18.0%	2.3%	0.5%	10.1%	24.0%	19.7%	2.3%	0.5%	10.0%
6. 2,000万円以上 ～3,000万円未満	373	80	2	5	460	414	88	4	10	516
	15.6%	8.8%	0.6%	0.1%	6.0%	16.4%	10.1%	0.8%	0.2%	6.4%
7. 3,000万円以上	110	10	1	0	121	121	15	1	4	141
	4.6%	1.1%	0.3%	0.0%	1.6%	4.8%	1.7%	0.2%	0.1%	1.7%
合計人数	2,387	911	354	4,058	7,710	2,527	874	511	4,198	8,110
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



大会社以外 上段:社数 下段:比率	2014年					2015年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	10	30	48	412	500	4	9	61	378	452
	2.6%	11.2%	53.9%	64.6%	36.3%	1.0%	3.6%	51.3%	55.7%	31.0%
2. 200万円以上~ 500万円未満	43	57	34	190	324	45	63	31	256	395
	11.3%	21.3%	38.2%	29.8%	23.5%	10.9%	25.3%	26.1%	37.7%	27.1%
3. 500万円以上~ 1,000万円未満	146	119	4	23	292	166	121	10	31	328
	38.3%	44.4%	4.5%	3.6%	21.2%	40.4%	48.6%	8.4%	4.6%	22.5%
4. 1,000万円以上 ~1,500万円未満	145	50	1	11	207	154	46	10	9	219
	38.1%	18.7%	1.1%	1.7%	15.0%	37.5%	18.5%	8.4%	1.3%	15.0%
5. 1,500万円以上 ~2,000万円未満	27	10	1	1	39	31	6	6	5	48
	7.1%	3.7%	1.1%	0.2%	2.8%	7.5%	2.4%	5.0%	0.7%	3.3%
6. 2,000万円以上 ~3,000万円未満	8	2	1	0	11	11	4	1	0	16
	2.1%	0.7%	1.1%	0.0%	0.8%	2.7%	1.6%	0.8%	0.0%	1.1%
7. 3,000万円以上	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0
	0.5%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計人数	381	268	89	638	1,376	411	249	119	679	1,458
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 14-4 「常勤」監査役の月額報酬レベル（全体/上場/非上場）

上段:人数 下段:比率	全体				上場				非上場			
	社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 取締役社長	55	12	32	8	25	3	23	6	30	9	9	2
	1.7%	0.4%	1.7%	0.4%	1.3%	0.2%	2.0%	0.5%	2.2%	0.7%	1.2%	0.3%
2. 取締役副社長	13	9	4	2	5	5	1	0	8	4	3	2
	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%	0.6%	0.3%	0.4%	0.3%
3. 専務取締役	42	26	5	7	22	16	1	1	20	10	4	6
	1.3%	0.8%	0.3%	0.4%	1.2%	0.8%	0.1%	0.1%	1.5%	0.8%	0.5%	0.8%
4. 常務取締役	294	265	88	85	165	166	44	54	129	99	44	31
	9.1%	8.2%	4.6%	4.6%	8.6%	8.7%	3.8%	4.9%	9.7%	7.6%	5.8%	4.0%
5. 取締役	1,158	1,149	326	318	717	669	158	172	441	480	168	146
	35.7%	35.7%	17.0%	17.0%	37.5%	35.0%	13.6%	15.7%	33.0%	36.8%	22.2%	18.9%
6. 執行役員	850	974	202	224	555	646	130	131	295	328	72	93
	26.2%	30.3%	10.5%	12.0%	29.0%	33.8%	11.2%	12.0%	22.1%	25.1%	9.5%	12.0%
7. 部長	525	463	235	269	276	250	153	172	249	213	82	97
	16.2%	14.4%	12.3%	14.4%	14.4%	13.1%	13.2%	15.7%	18.6%	16.3%	10.8%	12.5%
8. その他	310	317	1,026	955	146	154	652	558	164	163	374	397
	9.5%	9.9%	53.5%	51.1%	7.6%	8.1%	56.1%	51.0%	12.3%	12.5%	49.5%	51.3%
合計人数	3,247	3,215	1,918	1,868	1,911	1,909	1,162	1,094	1,336	1,306	756	774
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

常勤監査役の月額報酬レベル（大会社/大会社以外/その他）

上段:人数 下段:比率	大会社				大会社以外				その他			
	社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 取締役社長	33	9	18	8	21	3	14	0	1	0	0	0
	1.2%	0.3%	1.2%	0.5%	4.5%	0.6%	3.9%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 取締役副社長	11	8	3	1	2	1	1	1	0	0	0	0
	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 専務取締役	36	23	4	6	5	3	1	1	1	0	0	0
	1.3%	0.8%	0.3%	0.4%	1.1%	0.6%	0.3%	0.3%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 常務取締役	249	226	73	74	37	34	14	9	8	5	1	2
	9.0%	8.3%	4.7%	4.9%	8.0%	7.1%	3.9%	2.5%	27.6%	18.5%	50.0%	18.2%
5. 取締役	1,008	981	265	278	144	156	60	36	6	12	1	4
	36.6%	36.2%	17.0%	18.5%	31.0%	32.8%	16.6%	10.1%	20.7%	44.4%	50.0%	36.4%
6. 執行役員	787	882	184	197	61	90	18	25	2	2	0	2
	28.6%	32.5%	11.8%	13.1%	13.1%	18.9%	5.0%	7.0%	6.9%	7.4%	0.0%	18.2%
7. 部長	411	364	178	200	104	98	57	69	10	1	0	0
	14.9%	13.4%	11.4%	13.3%	22.4%	20.6%	15.8%	19.3%	34.5%	3.7%	0.0%	0.0%
8. その他	218	219	830	735	91	91	196	217	1	7	0	3
	7.9%	8.1%	53.4%	49.0%	19.6%	19.1%	54.3%	60.6%	3.4%	25.9%	0.0%	27.3%
合計人数	2,753	2,712	1,555	1,499	465	476	361	358	29	27	2	11
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### IV 会社法改正の影響について

##### 問 15-1-1 監査等委員会設置会社への移行予定1

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 移行する予定である(決定している)	8	24	4	19	4	5	6	17	2	7
	0.3%	0.7%	0.2%	1.0%	0.3%	0.3%	0.2%	0.6%	0.3%	1.0%
2. 検討している(今後検討する予定である)し、移行に強い関心を持っている	48	142	39	128	9	14	43	123	5	18
	1.5%	4.2%	2.3%	7.1%	0.6%	0.9%	1.7%	4.6%	0.8%	2.6%
3. 検討している(今後検討する予定である)が、まだ方向性は出ていない	355	474	269	422	86	52	319	423	36	51
	11.4%	14.1%	16.0%	23.3%	6.0%	3.3%	12.9%	15.9%	5.8%	7.5%
4. 検討している(今後検討する予定である)が、移行に否定的である	221	166	159	142	62	24	203	156	18	10
	7.1%	4.9%	9.4%	7.8%	4.3%	1.5%	8.2%	5.9%	2.9%	1.5%
5. 検討していないし、今後も検討の予定はない	1,349	1,471	525	413	824	1,058	964	1,048	372	404
	43.2%	43.6%	31.2%	22.8%	57.3%	68.0%	38.9%	39.4%	59.6%	59.3%
6. 検討するかどうか未定である	1,106	1,042	675	672	431	370	917	855	185	184
	35.4%	30.9%	40.1%	37.0%	30.0%	23.8%	37.0%	32.1%	29.6%	27.0%
7. その他	36	51	14	19	22	32	26	39	6	7
	1.2%	1.5%	0.8%	1.0%	1.5%	2.1%	1.0%	1.5%	1.0%	1.0%
回答社数	3,123	3,370	1,685	1,815	1,438	1,555	2,478	2,661	624	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・最も多い「5. 検討していないし、今後も検討の予定はない」及び「6. 検討するかどうか未定である」が合計で 74.5%を占めている。
- ・「1. 移行する予定である(決定している)」及び「2. 検討している(今後検討する予定である)し、移行に強い関心を持っている」という現実に移行を視野に入れている会社の合計は 166 社、4.9%となっている。また、「3. 検討している(今後検討する予定である)が、まだ方向性は出ていない」と「6. 検討するかどうか未定である」といった、まだ結論を出していない会社が 45.0%あり、監査等委員会設置会社への移行については引き続き注視していく必要がある。

##### 問 15-1-1 肢「7. その他」の記載例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討の結果、当面は移行しないことを決定した。(回答多数)</li> <li>・ 監査等委員会設置会社を採用する会社が増えた場合には、検討するかもしれない。(回答多数)</li> <li>・ 親会社の意向によるところが大きい。(回答多数)</li> <li>・ 現時点では移行予定はないが、今後継続的に移行について検討をしていく。</li> </ul>
--

問 15-1-2 監査等委員会設置会社への移行予定2  
 監査等委員会設置会社への移行の検討契機

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査役(会)が提案した	113	96	17	87	25
	14.0%	13.5%	17.9%	12.1%	29.1%
2. 代表取締役等が提案した	204	188	16	182	22
	25.3%	26.4%	16.8%	25.3%	25.6%
3. 執行部門が提案した	307	293	14	290	17
	38.1%	41.2%	14.7%	40.3%	19.8%
4. 親会社が提案した	31	9	22	28	3
	3.8%	1.3%	23.2%	3.9%	3.5%
5. その他	151	125	26	132	19
	18.7%	17.6%	27.4%	18.4%	22.1%
回答社数	806	711	95	719	86
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・移行について検討している会社(問 15-1-1 選択肢 1~4)においては、「3.執行部門が提案した」会社が最も多く、38.1%となった。なお、親会社を有する会社のほとんどが非上場会社であることから、非上場会社では、「4.親会社が提案した」が23.2%と他の会社形態に比べて多くを占めている。また、大会社以外では、「1.監査役(会)が提案した」が29.1%と最も多かった。

問 15-2 社外役員の要件厳格化による「社外」資格の喪失（複数回答可）

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 社外取締役全員が「社外」資格を失ったもしくは今後失う	558 17.9%	337 10.0%	68 4.0%	37 2.0%	490 34.1%	300 19.3%	395 15.9%	241 9.1%	163 26.1%	95 14.0%
2. 一部の社外取締役が「社外」資格を失ったもしくは今後失う	257 8.2%	261 7.7%	79 4.7%	94 5.2%	178 12.4%	167 10.7%	213 8.6%	214 8.0%	44 7.1%	46 6.8%
3. 社外監査役全員が「社外」資格を失ったもしくは今後失う	390 12.5%	256 7.6%	20 1.2%	18 1.0%	370 25.7%	238 15.3%	284 11.5%	181 6.8%	106 17.0%	75 11.0%
4. 一部の社外監査役が「社外」資格を失ったもしくは今後失う	407 13.0%	410 12.2%	169 10.0%	154 8.5%	238 16.6%	256 16.5%	356 14.4%	355 13.3%	51 8.2%	54 7.9%
5. 社外取締役もしくは社外監査役はいるが、「社外」資格を失う社外取締役・社外監査役はいない	1,681 53.8%	2,244 66.6%	1,250 74.2%	1,595 87.9%	431 30.0%	649 41.7%	1,390 56.1%	1,835 69.0%	275 44.1%	385 56.5%
6. 社外取締役はいない	589 18.9%	407 12.1%	343 20.4%	60 3.3%	246 17.1%	347 22.3%	434 17.5%	244 9.2%	151 24.2%	160 23.5%
7. 社外監査役はいない	274 8.8%	273 8.1%	127 7.5%	1 0.1%	147 10.2%	272 17.5%	175 7.1%	152 5.7%	96 15.4%	119 17.5%
回答社数	3,123 100.0%	3,370 100.0%	1,685 100.0%	1,815 100.0%	1,438 100.0%	1,555 100.0%	2,478 100.0%	2,661 100.0%	624 100.0%	681 100.0%

- ・「5. 社外取締役もしくは社外監査役はいるが、「社外」資格を失う社外取締役・社外監査役はいない」が全体で 12.8 ポイント増の 66.6%となり、特に上場会社では 87.9%を占めている。
- ・非上場会社では、「社外取締役の一部もしくは全員が「社外」資格を失う」が合計で 30.0%、「社外監査役の一部もしくは全員が「社外」資格を失う」が合計で 31.8%になった。前回からは大きく減少しており、会社法改正による社外役員の要件厳格化の影響を踏まえた対応が進んでいることがうかがえるが（問 1-2 及び問 1-5 参照）、依然 30%を超えており、今後の対応を注視する必要がある。

問 15-3 新たな社外取締役の選任

(公開会社かつ大会社で有価証券報告書の提出を義務付けられている監査役会設置会社)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 会社法改正後(かつ経過措置期間満了後)も社外資格を喪失しない社外取締役がいるため、追加で選任しなかった	973	850	886	783	87	67
	54.3%	48.0%	59.6%	48.7%	28.4%	41.4%
2. 会社法改正後(かつ経過措置期間満了後)も社外資格を喪失しない社外取締役がいるが、社外資格を喪失する社外取締役もいるので、追加で選任した	16	36	8	34	8	2
	0.9%	2.0%	0.5%	2.1%	2.6%	1.2%
3. 社外取締役はいるが、会社法改正の結果将来は社外資格喪失により不在となるので、追加で選任した	—	37	—	35	—	2
	—	2.1%	—	2.2%	—	1.2%
4. 社外取締役はいるが、会社法改正の結果将来は社外資格喪失により不在となるので、直近の株主総会では選任しなかったものの、次回以降の株主総会で新たに選任する予定である	—	59	—	44	—	15
	—	3.3%	—	2.7%	—	9.3%
5. 会社法改正の結果将来は社外資格喪失により不在となるが、選任せず、今後も選任する予定はない	—	12	—	3	—	9
	—	0.7%	—	0.2%	—	5.6%
6. 社外取締役はいないため、新たに選任した	—	380	—	360	—	20
	—	21.5%	—	22.4%	—	12.3%
7. 社外取締役はいないが、選任せず、今後も選任する予定はない	—	27	—	9	—	18
	—	1.5%	—	0.6%	—	11.1%
8. 検討中である	499	103	374	89	125	14
	31.3%	5.8%	28.1%	5.5%	47.1%	8.6%
9. その他	108	265	63	250	45	15
	6.8%	15.0%	4.7%	15.6%	16.9%	9.3%
回答社数(「10. 該当しない」を除く)	1,792※1	1,769	1,486	1,607	306	162
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	(57.5%)	(73.8%)	(88.2%)	(89.3%)	(21.3%)	(27.1%)
10. 該当しない	1,331	629	199	193	1,132	436
	(42.6%)	(26.2%)	(11.8%)	(10.7%)	(78.7%)	(72.9%)
回答社数	3,123※2	2,398	1,685	1,800	1,438	598
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

※1: 2014年の「回答社数(「10. 該当しない」を除く)」は、選択肢1~9以外の回答も含む。

※2: 2014年の「回答社数」は「監査役会非設置会社」を含む。

- ・「1. 会社法改正後も社外資格を喪失しない社外取締役がいるため、追加で選任しなかった」が全体で6.3ポイント減少し48.0%、上場会社でも48.7%と過半数を割った。
- ・「6. 社外取締役はいないため、新たに選任した」が次に多く、全体で21.5%あった。
- ・非上場会社では、「7. 社外取締役はいないが、選任せず、今後も選任する予定はない」が11.1%あるが、一方、「3. 社外取締役はいるが、会社法改正の結果将来は社外資格喪失により不在となるので、追

加で選任した」、「4. 社外取締役はいるが、会社法改正の結果将来は社外資格喪失により不在となるので、直近の株主総会では選任しなかったものの、次回以降の株主総会で新たに選任する予定である」及び「6. 社外取締役はいないため、新たに選任した」の合計が22.8%あった。

- ・前回多かった「8. 検討中である」が大幅に減少している(全体で25.5ポイント減少し5.8%)。その多くは新たに社外取締役を選任したものと考えられる。

#### 問 15-4 社外取締役を置くことが相当でない理由の記載等

(回答例)

- ・当社は、執行と監督の機能を分離し、独立性と透明性の高い取締役会の監督機能強化を目的として、独立した有識者や経営者を社外取締役として選任すべく努力して参りましたが、適当な人材を確保するには至っておらず、そのような状況下であえて不適格な人材を社外取締役に選任することは、かえって当社にマイナスの影響を及ぼす恐れがあるため、現在、社外取締役を置いておりません。
- ・当社の事業規模や業務内容を鑑みて、適切な社外取締役候補者を見いだした上で直ちに人選をする事は困難を極め、また経営判断における迅速性や財政的に与えるであろう負担増といった側面もあり、組織変更に伴う事業効率の変化が現時点においては判断をしかねるために、監査等委員会設置会社等の制度も研究をしつつ、引き続き検討を進めて参ります。
- ・当社の事業内容に精通する専門家の社外取締役候補者を探すのは非常に困難であり、専門外の候補者を選ぶことはかえって企業価値を損なうおそれがあります。また監査役会を含め少人数で運営する中で、取締役の増員は経営判断の影響が大きく、慎重に判断する必要があります。一方、社外監査役を含めた各監査役は、取締役会において適宜必要に応じた積極的な意見を表明しており、これらは各取締役が議決権行使をするにあたって有益なものとなっています。従って、社外取締役に對し一般に期待される経営全般や利益相反の監査機能は実質的に実現されておりますので、適任者を見出せなかった現時点において、単に形式的にのみ社外取締役を選任することは、求められている企業価値の維持向上の観点からも適切でないと考えております。



問 15-5 新たな社外監査役の選任（監査役会設置会社）

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 経過措置期間満了後も 監査役の半数以上は社外 監査役なので、追加で選任 しなかった	1,671	1,472	1,344	1,232	327	240	1,484	1,343	182	124
	69.8%	75.0%	84.6%	81.9%	40.7%	52.4%	69.4%	74.5%	73.1%	80.5%
2. 経過措置期間満了後も 監査役の半数以上は社外 監査役であるが、社外監査 役の員数を維持もしくは増 員するため選任した	41	142	29	127	12	15	36	139	5	3
	1.7%	7.2%	1.8%	8.4%	1.5%	3.3%	1.7%	7.7%	2.0%	1.9%
3. 経過措置期間満了後は 監査役の中での社外監査 役の割合が半数に満たなく なるので、追加で選任した	94	52	55	38	39	14	87	46	7	6
	3.9%	2.6%	3.5%	2.5%	4.9%	3.1%	4.1%	2.6%	2.8%	3.9%
4. 経過措置期間満了後は 監査役の中での社外監査 役の割合が半数に満たなく なるので、直近の株主総会 では選任しなかったもの の、次回以降の株主総会 で新たに選任する予定であ る	—	84	—	39	—	45	—	79	—	5
	—	4.3%	—	2.6%	—	9.8%	—	4.4%	—	3.2%
5. 経過措置期間満了後は 監査役の中での社外監査 役の割合が半数に満たなく なるので、監査役会を廃止 したもしくは経過措置期間 満了後までに廃止する予 定である	87	63	6	2	81	61	83	60	4	3
	3.6%	3.2%	0.4%	0.1%	10.1%	13.3%	3.9%	3.3%	1.6%	1.9%
6. 検討中である	429	102	125	37	304	65	382	92	46	9
	17.9%	5.2%	7.9%	2.5%	37.8%	14.2%	17.9%	5.1%	18.5%	5.8%
7. その他	71	48	30	30	41	18	65	44	5	4
	3.0%	2.4%	1.9%	2.0%	5.1%	3.9%	3.0%	2.4%	2.0%	2.6%
回答社数(「8. 該当しない」 を除く)	2,393	1,963	1,589	1,505	804	458	2,137	1,803	249	154
	100.0% (76.6)%	100.0% (81.9)%	100.0% (94.3)%	100.0% (83.6)%	100.0% (55.9)%	100.0% (76.6)%	100.0% (86.2)%	100.0% (83.2)%	100.0% (39.9)%	100.0% (70.3)%
8. 該当しない	730	435	96	295	634	140	341	363	375	65
	(23.4)%	(18.1)%	(5.7)%	(16.4)%	(44.1)%	(23.4)%	(13.8)%	(16.8)%	(60.1)%	(29.7)%
回答社数	3,123※	2,398	1,685	1,800	1,438	598	2,478	2,166	624	219
	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%	(100.0)%

※2014年の「回答社数」は「監査役会非設置会社」を含む。

- ・「8. 該当しない」を除く回答社数が減少したのは会社法改正への対応として監査役会を廃止した会社が影響していると考えられる。
- ・「1. 経過措置期間満了後も監査役の半数以上は社外監査役なので、追加で選任しなかった」が全体で 5.2 ポイント増加し 75.0%、特に上場会社では 2.6 ポイント減少したものの 81.9%と 8 割以上を占めており、社外取締役の場合よりも高い比率となっている(問 15-3 参照)。
- ・「2. 経過措置期間満了後も監査役の半数以上は社外監査役であるが、社外監査役の員数を維持もしくは増員するため選任した」が次に多く、全体で 5.5 ポイント増加し 7.2%、上場会社では 6.6 ポイント増加し 8.4%であった。
- ・他方、非上場会社においては、「5. 経過措置期間満了後は監査役の中での社外監査役の割合が半数に満たなくなるので、監査役会を廃止したもしくは経過措置期間満了後までに廃止する予定である」が多く、3.2 ポイント増加し 13.3%あった。
- ・前回多かった「6. 検討中である」が大幅に減少している(全体で 12.7 ポイント減少し 5.2%、上場会社で 5.4 ポイント減少し 2.5%、非上場会社では 23.6 ポイント減少し 14.2%)。新たに社外監査役を選任する会社も一定数あると考えられるが、監査役会が廃止された会社も多いのではないかと考えられる。

#### 問 15-5 新たな社外監査役の選任

##### 肢「7. その他」の記載例

- ・全監査役が任期満了を迎えたため、社外監査役の割合が半数以上になるよう、新たに監査役を選任した。(任期満了による選任という回答多数)
- ・経過措置期間満了後も監査役の半数以上は社外監査役だが、次回以降の株主総会で新たに選任する予定。
- ・法改正とは無関係な理由で社外監査役を 1 名増員した。
- ・今後機関設計変更を検討するため、選任していない。
- ・監査役会の廃止も含めて検討中。

問 16-1 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化1  
監査役と会計監査人の連携等への影響（複数回答可）

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 既に会計監査人との連携は十分に行っており、また会計監査人のパフォーマンスに関する情報も十分に取っていることから、新規の試みは行っていない	1,579	1,600	1,074	1,026	505	574	1,420	1,451	157	142
	57.5%	54.6%	63.9%	56.6%	47.4%	51.2%	57.8%	55.0%	56.9%	50.7%
2. 決定権行使のため、会計監査人との会合や会計監査人からの報告を増やす等連携が一層緊密になった(するつもりである)	507	866	314	576	193	290	450	781	54	82
	18.5%	29.5%	18.7%	31.8%	18.1%	25.9%	18.3%	29.6%	19.6%	29.3%
3. 決定権行使のため、会計監査人のパフォーマンスに関する情報を今まで以上に取得した(するつもりである)	336	615	226	398	110	217	307	565	26	47
	12.2%	21.0%	13.4%	22.0%	10.3%	19.4%	12.5%	21.4%	9.4%	16.8%
4. 現在のところ新規の試みは特に考えていない(上記1を除く)	563	257	251	97	312	160	502	213	57	40
	20.5%	8.8%	14.9%	5.4%	29.3%	14.3%	20.4%	8.1%	20.7%	14.3%
5. その他	34	46	12	28	22	18	30	35	2	9
	1.2%	1.6%	0.7%	1.5%	2.1%	1.6%	1.2%	1.3%	0.7%	3.2%
回答社数	2,747	2,933	1,682	1,812	1,065	1,121	2,458	2,636	276	280
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1. 既に会計監査人との連携は十分に行っており、また会計監査人のパフォーマンスに関する情報も十分に取っていることから、新規の試みは行っていない」が全体で2.9ポイント減の54.6%、上場会社では7.3ポイント減の56.6%となった。
- ・選択肢2及び3については増加しており、決定権行使を念頭に、連携の強化に努めていることもうかがえる。
- ・「4. 現在のところ新規の試みは特に考えていない」は全体で11.7ポイント減少し8.8%となっており、何らかの取り組みを進める会社が増えていることがうかがえる。

問 16-1 肢「5. その他」の記載例

- ・会計監査人の職務遂行評価を明文化し手続きに加えた。
- ・会計監査人の選任等に関する基準、および、再任の相当性判断に関するチェックリストを作成し、内容を会計監査人にも案内した。
- ・会計監査人から評価ポイントの例、公認会計士協会によるレビュー結果の報告があった。
- ・会計監査人側からパフォーマンスに関する従来以上の詳しい説明があった。

問 16-2 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化2  
議案決定プロセスに伴う社内体制等の変化（複数回答可）

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 監査役スタッフの増員があった(予定されている)	11	43	8	30	3	13	10	42	1	1
	0.4%	1.5%	0.5%	1.7%	0.3%	1.2%	0.4%	1.6%	0.4%	0.4%
2. 会計監査人との契約(折衝)を所管する部門との連携の強化があった(予定されている)	273	417	182	270	91	147	246	387	25	29
	9.9%	14.2%	10.8%	14.9%	8.5%	13.1%	10.0%	14.7%	9.1%	10.4%
3. 特に変化はない	2,246	2,439	1,387	1,494	859	945	2,016	2,181	223	244
	81.8%	83.2%	82.5%	82.5%	80.7%	84.3%	82.0%	82.7%	80.8%	87.1%
4. 分からない	212	16	106	6	106	10	184	12	25	3
	7.7%	0.5%	6.3%	0.3%	10.0%	0.9%	7.5%	0.5%	9.1%	1.1%
5. その他	27	29	13	19	14	10	24	23	2	5
	1.0%	1.0%	0.8%	1.0%	1.3%	0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	1.8%
回答社数	2,747	2,933	1,682	1,812	1,065	1,121	2,458	2,636	276	280
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・社内体制等については「3. 特に変化はない」会社が 83.2%と大多数を占めているが、会計監査人との連携につき、「既に会計監査人との連携は十分に行っており、また会計監査人のパフォーマンスに関する情報も十分に取っていることから、新規の試みは行っていない」が 54.6%であったことを勘案すると(問 16-1 参照)、体制の強化を感じながら、強化できていない会社も含まれている懸念がある。
- ・「4. 分からない」としていた会社が 7.2 ポイント減少し、わずか 0.5%となったことから、対応が未定であった会社の多くが対応を決定したものと考えられる。

問 16-2 肢「5. その他」の記載例

- ・常勤監査役の増員。
- ・監査役スタッフの専任化を行った。
- ・監査役スタッフは兼務であるが、従来比、スタッフ業務への時間配分を大きくした。
- ・監査役スタッフに監査法人出身の会計士を補充するなど強化。
- ・親会社の監査役とグループ監査役協議会を設置し、ガバナンスの強化を図った。

問 16-3 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化3  
 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
1. 従来通り執行側で原案を作成し、それを監査役(会)で決定する。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる	1,008	973	617	572	391	401	891	864	116	104
	36.7%	33.2%	36.7%	31.6%	36.7%	35.8%	36.2%	32.8%	42.0%	37.1%
2. 従来通り執行側で原案を作成し、それを監査役(会)で決定する。ただし、原案が否決された場合は、監査役(会)で代替案を作成する	149	166	100	106	49	60	126	145	23	21
	5.4%	5.7%	5.9%	5.8%	4.6%	5.4%	5.1%	5.5%	8.3%	7.5%
3. 原案の作成等は監査役(会)側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する	219	809	140	532	79	277	198	743	21	63
	8.0%	27.6%	8.3%	29.4%	7.4%	24.7%	8.1%	28.2%	7.6%	22.5%
4. 性質上執行側が対応すべきものを除き、原案の作成等を含め監査役(会)側が自ら準備する	117	386	71	252	46	134	107	356	8	30
	4.3%	13.2%	4.2%	13.9%	4.3%	12.0%	4.4%	13.5%	2.9%	10.7%
5. 議案決定のプロセスについては現時点では未検討で今後の課題となっている	1,208	546	737	325	471	221	1,098	485	103	57
	44.0%	18.6%	43.8%	17.9%	44.2%	19.7%	44.7%	18.4%	37.3%	20.4%
6. その他	46	53	17	25	29	28	38	43	5	5
	1.7%	1.8%	1.0%	1.4%	2.7%	2.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.8%
回答社数	2,747	2,933	1,682	1,812	1,065	1,121	2,458	2,636	276	280
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・最も多いのは「1.従来通り執行側で原案を作成し、それを監査役(会)で決定する。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる」で 33.2%となっているが、「3.原案の作成等は監査役(会)側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する」が19.6ポイント増加して27.6%となっていることが注目される。「4.性質上執行側が対応すべきものを除き、原案の作成等を含め監査役(会)側が自ら準備する」も 8.9%増加していることと合わせ、監査役が主導権をもって決定しようとする会社が増えている。
- ・前回最も多かった「5.議案決定のプロセスについては現時点では未検討で今後の課題となっている」が25.4ポイントと大幅に減少し、18.6%となったことから、多くの会社で対応が定まってきた状況がうかがえる。

### 問 16-3 肢「6. その他」の記載例

- ・再任の可否を含め、監査役会が執行部の意向を聴取して方針をまとめていく。
- ・現在の会計監査人では不十分という判断を執行側、監査役会側のいずれかが行った場合、実態としては再任しないことにつき、執行側・監査役会と一緒に協議することになると思われる。新たな会計監査人についても候補先を協議すると思われるが、最終的には監査役会で決定することになる。
- ・親会社が選任した会計監査人を、そのパフォーマンスや監査体制等を評価した上で選任することとなる。

### 問 16-4 会計監査人選任議案の決定プロセスの変化4

事業報告に記載する会計監査人の解任又は不再任の決定の方針について変化の有無

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. あった	817	654	163	777	38
	27.9%	36.1%	14.5%	29.5%	13.6%
2. なかった	2,116	1,158	958	1,859	242
	72.1%	63.9%	85.5%	70.5%	86.4%
回答社数	2,933	1,812	1,121	2,636	280
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「事業報告に記載する会計監査人の解任又は不再任の決定の方針について変化があった」と回答した会社は、全体で27.9%、特に上場会社では36.1%あった。

### 問 17-1 責任限定契約 1

#### 株主総会における、責任限定契約に関する定款変更の決議の有無

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 定款変更の決議を行った	997	742	255	865	129
	29.6%	40.9%	16.4%	32.5%	18.9%
2. 定款変更の決議は行っていない	2,373	1,073	1,300	1,796	552
	70.4%	59.1%	83.6%	67.5%	81.1%
回答社数	3,370	1,815	1,555	2,661	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・直近の株主総会において、責任限定契約について定款変更の決議を行った会社は、全体で29.6%と3割近くにのぼり、特に上場会社では4割を超えた。

### 問 17-2 責任限定契約 2

#### 責任限定契約を締結した役員

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 社外取締役	1,672	1,417	255	1,508	160
	49.6%	78.1%	16.4%	56.7%	23.5%
2. 社外非常勤監査役	1,769	1,453	316	1,560	206
	52.5%	80.1%	20.3%	58.6%	30.2%
3. 社外常勤監査役	522	390	132	407	114
	15.5%	21.5%	8.5%	15.3%	16.7%
4. 社内非常勤監査役	153	110	43	132	21
	4.5%	6.1%	2.8%	5.0%	3.1%
5. 社内常勤監査役	462	356	106	412	50
	13.7%	19.6%	6.8%	15.5%	7.3%
6. 定款変更のみ行い、実際の契約は締結しない	262	71	191	191	70
	7.8%	3.9%	12.3%	7.2%	10.3%
7. その他	1,142	195	947	766	354
	33.9%	10.7%	60.9%	28.8%	52.0%
回答社数	3,370	1,815	1,555	2,661	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・実際に責任限定契約を締結している者の属性として、最も多いのは「2.社外非常勤監査役」であり、全体で52.5%、特に上場会社では80.1%にのぼった。次に多いのは「1.社外取締役」であり、全体で49.6%、特に上場会社では78.1%であった。常勤もしくは社内の監査役が責任限定契約を締結している割合とはかなりの差がある。

・上場会社では「3.社外常勤監査役」が21.5%、「5.社内常勤監査役」も19.6%となり、他の会社形態と比較して多くなっている。

問 18 コーポレートガバナンス・コードへの対応  
 コーポレートガバナンス・コードを受けた組織・体制の見直し

上段:社数 下段:比率	2015年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 組織や体制を見直し、コーポレートガバナンス・コードへの対応上必要と思われる改編を行った	140	109	31	122	18
	4.2%	6.0%	2.0%	4.6%	2.6%
2. 組織や体制の見直しを行ったが、特に改編や対応はしなかった	137	104	33	119	18
	4.1%	5.7%	2.1%	4.5%	2.6%
3. 組織や体制の見直しを行っている	389	357	32	361	27
	11.5%	19.7%	2.1%	13.6%	4.0%
4. 今後検討する予定である	1,039	882	157	899	137
	30.8%	48.6%	10.1%	33.8%	20.1%
5. 特に見直しをする予定はない	440	331	109	379	57
	13.1%	18.2%	7.0%	14.2%	8.4%
6. 非上場であり該当しない	1,188	5	1,183	750	418
	35.3%	0.3%	76.1%	28.2%	61.4%
7. その他	37	27	10	31	6
	1.1%	1.5%	0.6%	1.2%	0.9%
回答社数	3,370	1,815	1,555	2,661	681
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・本アンケートを実施した7月～8月時点では、「4.今後検討する予定である」が全体で30.8%、特に上場会社では48.6%と過半数近くを占めた。
- ・上場会社では、選択肢1から3の見直しを行っている割合が合計で31.4%であるのに対し、「5.特に見直しをする予定はない」が18.2%となっている。

問 18 肢「7. その他」の記載例

- ・組織や体制を見直したが、コーポレートガバナンス・コードへの対応を目的とするものではない。
- ・コーポレート・ガバナンスの基本方針の見直し。
- ・新たな委員会(指名・報酬等)や非業務執行役員による会議体の設置等を検討中。
- ・地方証券取引所単独上場会社であるため、基本原則の開示のみで足りるが、他の原則及び補充原則にも対応していく予定。
- ・非上場ではあるが、コードを意識した組織や体制の見直しを検討していく。

以上